

第四十七回国会 大蔵委員会 議 録 第 二 号

昭和三十一年十二月十五日(火曜日)

午後二時十九分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君 理事 原田 憲君

理事 藤井 勝志君 理事 有馬 輝武君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

天野 公義君 伊東 正義君

岩動 道行君 木村 剛輔君

砂田 重民君 小川 省二君

谷川 和雄君 濱田 幸雄君

福田 繁芳君 渡辺 栄一君

下部 政巳君 岡 良一君

佐藤觀次郎君 田中 武夫君

只松 祐治君 日野 吉夫君

平林 剛君 松平 忠久君

春日 一幸君 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 田中 角榮君

出席政府委員

大蔵政務次官 鍛冶 良作君

大蔵事務官 鳩山威一郎君

(主計局長) 松井 直行君

大蔵事務官 大蔵事務官 塩谷 忠男君

(大蔵官房財務) 大蔵官房財務 塩谷 忠男君

調査官 大蔵事務官 塩谷 忠男君

大蔵事務官 大蔵事務官 塩谷 忠男君

(主計局法規課) 赤羽 桂君

委員外の出席者

大蔵事務官 吉國 二郎君

(大蔵官房財務) 大蔵官房財務 塩谷 忠男君

調査官 大蔵事務官 塩谷 忠男君

大蔵事務官 大蔵事務官 塩谷 忠男君

(主計局法規課) 赤羽 桂君

大蔵事務官 宮崎 仁君
(主計官) 専門員 抜井 光三君

十二月十二日
バナナの輸入関税引き下げに関する請願外一件
(小笠公昭君紹介)(第八八〇号)
企業組合に対する課税適正化に関する請願(田
中伊三次君紹介)(第八八一号)
同(大倉三郎君紹介)(第九一九号)
同(辻寛一君紹介)(第九二〇号)
同(小川半次君紹介)(第一〇三四号)
同(加賀田進君紹介)(第一〇三五号)
同外一件(春日一幸君紹介)(第一〇三六号)
同(菅野和太郎君紹介)(第一〇三七号)
同(田中伊三次君紹介)(第一〇三八号)
同(保科善四郎君紹介)(第一〇三九号)
旧令による共済組合等からの年金増額に関する
請願(中川一郎君紹介)(第九二二号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(野原
正勝君紹介)(第九二二号)
税務職員の不当配転反対等に関する請願(小林
進君紹介)(第一〇四〇号)
輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請
願(山花秀雄君紹介)(第一〇四一号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(山花
秀雄君紹介)(第一〇四二号)
同月十四日
企業組合に対する課税適正化に関する請願(宇
野宗佑君紹介)(第一一四七号)
同外三件(久保田鶴松君紹介)(第一一四八号)
同(栗山礼行君紹介)(第一一四九号)
同外二件(小川省二君紹介)(第一一五〇号)
同(佐々木義武君紹介)(第一一五一号)
同(永末英一君紹介)(第一一五二号)

同(穂積七郎君紹介)(第一一五三号)
同(宇都宮徳馬君紹介)(第一一五四号)
同(内田常雄君紹介)(第一一四七五号)
同外二件(江崎眞澄君紹介)(第一一四七六号)
同(小澤佐重喜君紹介)(第一一四七七号)
同(福田繁芳君紹介)(第一一四七八号)
同(藤枝泉介君紹介)(第一一四七九号)
同外二件(愛知一君紹介)(第一一五六七号)
同(砂田重民君紹介)(第一一五六八号)
同(田中武夫君紹介)(第一一五六九号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(今松
治郎君紹介)(第一一五四号)
同(春日一幸君紹介)(第一一五五号)
同(藤山愛一郎君紹介)(第一一四八二号)
同(田口長治郎君紹介)(第一一四八三号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(中嶋
英夫君紹介)(第一一五六号)
同(江崎眞澄君紹介)(第一一四八〇号)
同(藤山愛一郎君紹介)(第一一四八一号)
バナナの輸入関税引き下げに関する請願(竹内
黎一君紹介)(第一一五七号)
同(塚田徹君紹介)(第一一五八号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第一一五九号)
輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請
願(藤山愛一郎君紹介)(第一一四八四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるた
めの一般会計からの繰入金に関する法律案(内
閣提出第四号)
国の会計に関する件
税制に関する件
金融に関する件
証券取引に関する件
○吉田委員長 これより会議を開きます。
参考人出席要求の件についておはかりいたしま
す。
来たる十八日、証券取引に関する件について、
日本銀行副総裁佐々木直君、日本興業銀行頭取
山素平君、日本証券業協会連合会会長福田千里君、
日本証券金融株式会社社長長谷口孟君及び日本共
同証券株式会社社長三森良二郎君に、それぞれ参考
人として委員会に出席を求め、意見を聴取いたし
たいと存じますが、御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。
○吉田委員長 農業共済再保険特別会計の歳入不
足をうめるための一般会計からの繰入金に関する
法律案を議題といたします。
質疑の通告があります。これを許します。有馬
輝武君。
○有馬委員 経済局長にお伺いしたいのでありま
すが、三十五年の四月に農林省にこの農災制度に
対する改正協議会がつくられて、各界代表を
加えて年余に及ぶ真摯な議論がかわされて、
現時点ではきわめて公正な、しかも農家の期待に
ある程度こたえ得る案がつくられました。そして
各界の代表もまとまったものに對しては、それぞ
れの意見があつたにいたしましたが、責任を持っ
てみずからの所属する団体に対する理解を深める
努力を続けたのであります。わが党から出てお
りました委員にいたしましても同様でありまして、
非常に問題の多い、特に農協との関係その他で非
常に問題が多かつたにもかかわらず、御承知のよ

うに責任を持って努力をいたしたのであります。ところがこの公正な結論に對しまして、その後政府は、農林省は、三十八国会、三十九国会ずっと続けまして、この協議会で出された案をまるきり無視した。二十二年以来たびたび改正が行なわれましたが、そのつど微温的な、びほう的な改正に終始してきたその態度を、この協議会の結論が出たあとにおいてもやはり同じような態度で臨んでまいりました。私がこの際あらためてお伺いしたいと思ひますのは、そういう微温的なものを出された背景といひますか、農林省のものの考え方について、この際明らかにしておきたいということが第一点であります。このことからお答えをいたしたいと思います。

○久宗政府委員 御指摘のように、共済制度の問題につきましては二十七年ころから問題がございまして、再三いろいろな案の試みがございまして今日まで経過しておるわけでございまして。保険的な設計で災害に對処しようという構想でございまして、御承知のとおりああいう膨大な機構を持って実施いたしました場合、いろいろな難点があるわけでございまして。そこで先ほど御指摘がございましたような三十五年以来の最終的な審議会におきまして、やはり基本的には少し上のほうへ片寄っておりまして保険の設計をもう少し地に置いていたと申しますか、農家に近いほうにウェートを置いた形で運用してみようということで、保険の責任区分を大きく変えたわけでございまして。その結果といひますが、まだ実施に入りまして第一年度でございまして、私どももいたしましてはその反応といひまして、従来この制度に農家が必ずしも熱意がなかったために、共済金額を選択いたしました場合にも非常に低い選択のしかたをしておったわけでございまして、さようなものが相当上のほうを選択して、その制度の運用に参加しようという形が出てまいったというふうに考えておりますので、やはり現在の機構で運用してまいります場合には、今回の改正がこの制度を軌道に乗せます一番基本的な行き方であるというふうに

考えたわけでございます。もともとこれらの運用にいたしましてはまだまだいろいろな難点があるわけでありまして、一番大事な点は、やはり単位組合が本気でこの問題にお取り組みいただけるような最小限度必要な制度改正は、今回の制度改正で一応果たしたものと考えておるのであります。

○有馬委員 私が伺ひしておりますのは、局長も御承知のように現在の農災制度に對しまして全国的に、特に災害が頻発する地域においてさへも非常な不満を持っておる。そして事業を停止したりあるいはその他の形で抵抗が起きていることは御承知のとおりであります。問題はなぜそのような不満というものが起きているか。その点について私は改正協議会である論議をされておるのと言つたのはいとおっしゃつたようにただけにとどまつてゐるから微温的だと申し上げたのです。少なくともこれは農家自身におきましてまた政府におきまして、それこそ明治どころじゃなく大宝の昔から備荒貯蓄という点についてはこれはみんな考へてきたことなんです。それが觀念ではわかつておりながらも現実ではそれに抵抗を示す。それに改正の際に根本的にこたえる態度がなければ、この制度は崩壊に瀕すると思うのです。問題はそれに対する農林省の指導性というものが、これがなければいかぬと思うのです。それが行政だと思ふのです。政治だと思ふのです。ただ単に農家が不満を持っておるからこれを何とかまあなでてというふうな形ではなくして、ほんとうに農家の不満がどこから来てるかということに正確に把握して、そしてそれにこたえる改正というものが行なわれなければ、これはもう問題にならないと思ふのです。その意味で改正協議会の意見というものは、先ほど申し上げましたように少なくとも現時点においては公正なものであった。しかしその改正協議会の意見というものはほとんど無視されておつたのがこの前の改正です。そうである。そこら辺についてどう考へておられるかというところをお伺ひしておるわけです。

○久宗政府委員 共済に對する農家の御不満というの、いつかこの問題が出した場合に御指摘のあった不満があるわけでございまして。ただ先ほどもお答えいたしましたように、私どももいたしましては協議会で整理して出しました問題の中で、やはり大事な点は共済でございまして、文字どおり地域の農民の方たちがみずから相寄つて助ける。それを各段階に分けてまして、国も相当大きな負担をいたしましてバックしようという制度であります。従来とかくこの制度を説明いたします場合にはわかつて、実感としてどうしてもわかりにくいという点は、やはり単位組合の実質的な保険制度上の意義を、先ほど申しましたようにやうから操作する責任を上げてしまひまして、上のほうから責任を上げてしまひましたので、その点が、今回は御承知のとおり各単位組合そのものが相当大きな財源をみずからそこにとどめまして、若干それによつて責任は重くなるわけでございまして、それども、とにかく相当の保有金をもちまして共済制度の運用に当たるといふようなことで、いままでの段階から申しますと連合会か一段下へ問題点を下げたわけでございまして。したがつて財源がそこへ相当できてきますと、単位組合といひましては相当の共済的な機能が果たせることになりまして、ただこれがまだ運用されて第一年度でございまして、そういう形になりました。たまたまに、いままでの制度と今回の制度と同じ村におかれましては、どのくらい恩恵が違ふのか。そういう点について実感かわいておらないか。そういう点について幸いに今回におきましては被害がなかったところはなかっただけに相当の財源がたまつて、将来に對応できるといふ見通しを持てるのでありまして、また今度不幸にして災害をお受けになつたところは相当思い切つた共済金の選択の上のほうを選択しておられますので、従来と異なりまして相当厚い共済金を手に入れるというふうなことで、いま実験の過程と申しますか、新制度をいま農家の方のみずから経験を通じておわかりになつてゐる段階だらうと思ふので

す。さうな意味におきましては、決して私どもはいまの制度があつた改正で万全とは考えませんが、最も大きな欠陥であつた浮き上がった体制というものが少なくとも地について動き出したというふうに理解しておるわけでございまして。またそれを伸ばしてまいりたいという気持ちを持っておるわけでございまして。

○有馬委員 私はいつでも言うのですが、委員会の審査というものはただ彼らが質問をして、それにあなた方が適当に答へられてという性格のものではないと思ふのです。局長も御承知のように、これは現行の共済制度に對しては数多く問題点があるわけですね。支払い時期の問題があり、基準反収量の問題があり、賦課金の問題があり、掛け金率の問題があり、数えあげれば切りがないのです。改正というものはそういうものに対してメスを入れることじゃないのですか。その基本的な面から伺ひしたいと思ひます。

○久宗政府委員 それはおっしゃるとおりでございまして、個々の問題についてそれぞれ改善策をつくりまして実施していくのが本来だと思ひます。ただ私も二十七年、八年に一度この制度に關係いたしまして十年たつてゐるわけでございまして、当時すでに問題であつた問題で、今日まで実はまだ残つておる問題がございまして、御指摘を受けてまことにじくじくしたるものがございますけれども、ただ今回と前と非常に違ひます点は、前に一つ一つの農家の不満におこたえしようと思ひましてもあるような設計の關係、特に単位組合の位置づけといふものがあつた形であつたのは、農家の方々が実感を持ってこれは直つたというふうにお考へになれる筋ではなかつたというふうにお考へて、それを十年かかちまして、相当論議を経まして、相当これは保険設計としては大胆な切りかえをいたしまして、単位組合に置きこいた改正にやつたわけでは、そういう新しいウエートを持ちました単位組合をバックにい

たしまして、いま御指摘のような位置の問題につきまして、逐次直していくめどがついたというふうに考えておられるわけであります。これには相当期間がかかると思いますが、少なくともいまのような組合の改正、また保険の設計になれば相応いままです。出たお答えで、また御不満について具体的に御答えできる一つの目安がついたというふうに感じておられるわけであります。

○有馬委員 それではお伺いしますが、三十五年に設けられましたような協議会を再度持たれる考え方があるかどうか、この点についてお伺いいたします。

○久宗政府委員 むしろ問題点は三十五年の委員会までもいろいろございまして、三十五年の委員会はほとんど網羅的に全部の問題を御指摘だったと思う。その中で最も必要なもので、他の条件を満足していきましますのにぜひ必要だという面をまず今回の改正でやると私は考えております。したがって、その三十五年の委員会で御指摘だった問題で、これから手をつけていくべきものが相当ございまして、あらためて現在の段階でもう一度別途の審議会を設けてということは実は考えておられないわけでございます。と申しますのは、御指摘のありましたような改正の一步を踏み出したわけでございますので、その実施過程を中止いたしましたので、その中に私どもが手をかけようとしておる問題がございますので、そういう問題をもう少し浮かび上がらせてから、他に必要があれば全般的な制度の改正という問題が起るかと思いますが、少なくとも私どもの改正内容は三十五年に御指摘をいただいた問題に逐次取り組んでいく方向で制度改正をいたしてすでに踏み切った動き出しておりますので、若干の時間をいただいてもよろしいのじゃないか。ただ若干の問題、たとえば家畜の問題でございますとか、さような問題についてすでに御指摘があつて、まだ私どもの準備ができませんために本格的な検討に入っていない問題がございます。これは来年度におきまして私どもも決意いたしました

して本格的な検討に入ろうと思つておられるわけでございますので、全般的な改正と申しますよりは全般的な改正の方向づけはすでにございまして、その中で特に問題とされておりますものを若干個別的に現在の改正のペースの中で考えてまいりたい、そういう気持ちでおられるわけでございます。

○有馬委員 そうすると、前向きで改正に取り組んでいきたいということでありますが、私どもも時間がかかる大事な問題であることは、むずかしい問題であることはわかつておられますが、それを先ほど私あげましたようなプログラムについて何年にもわたるようなものを示していただかないことには、現在までの農林省の態度の中からは、ただ、いまおっしゃるような取り組みがまえでありますというところしか出てこないもので、取り組みがまえがまままでの計画を見ておられます、ただ口でおっしゃるだけで、あろうとは思えない。ですからいまおっしゃることを具体的にいつどのような形でという点をお示しください。

○久宗政府委員 いままでたびたび御議論の出ました中で、私どももいつか本格的に手をつけなければいかぬと思いつながら、実はまだ手をつけられない問題に家畜共済の問題がございます。これははっきり来年度におきまして正式に御予算もいただくことになりまして、本格的な検討に入ろうというふうに考えております。

また、これは若干各論になりますが、今回の災害その他でもいろいろ御指摘のございました果樹共済でございますとかあるいは畑作の共済につきましても、逐次データの整備と関連いたしましたし、どのような形でこの問題を取り上げるべきかという組み立ての段階に入ろうとしておられるわけでございます。先生がおっしゃるように、別にプランを持っていないうわけではないのでござい

は考えておらないのでありまして、その中で各論的に御指摘の点はもちろん新制度の中で研究を進めてまいりたい、こういう段取りで考えております。

○有馬委員 そうおっしゃいますけれども、たとえば果樹の問題でも取り上げられたのは去年、おとしではないのであります。検討いたしておられますというところで現在までできております。たとえば果樹にしばつていつ結論を出しますか。

○久宗政府委員 果樹の問題につきましては、データはややそろつてまいつたわけでございます。ただ、たびたび申しますように、打ち出しといたしましては、共済制度で果樹をということから入つてまいつたわけでありまして、検討もそういうようにやつてまいつたわけでございますが、たびたび申し上げますように、あれも非常に価格関係に大きなフレがあるわけございまして、米なり麦なりのような形で運用しておりますものとはたして同じような形で、しかも共済という形でやつたほうが妥当かどうかという問題が出てくるわけでございます。つまり物理的な災害と経済変動、主として価格変動というものをどう組み合わせるかということ、これは実に非常にむずかしい問題でございます。私どもも素人がそつちましたので、ややそういう吟味も含めた検討を質的にすてに検討の角度を変えてきております。お

そらく最終的には共済という形がいいのかあるいはもつと連つた価格関係をその中に入れた場合合に共済という方式がいいのかどうかという問題も起つてくるのではないかと考えます。いずれにいたしましても、果樹なり畑作につきましても何らかの意味のさような救済措置が必要だということとはそのとおりに考えておられるわけでございますが、その点につきましては、必ずしも共済という形に限定すべきかどうか、最後に組み立てられるかどうかというぎりぎりのところをいま検討して

問題点がそこに出てまいりまして、これをぜひ進めたい、こういうふうに考えております。

○有馬委員 共済の対象の問題が出ましたので、畑作についてはどう考えておりますか。

○久宗政府委員 畑作と申した場合にももちろん麦が入るわけでございますが、麦はいわば現在の体系では農作物共済の中で扱つておりますので、先生の御質問はおそらく畑作共済の問題にしているものかどうかというところだろうと思ひますが、これも実は私どももだいぶ前から手がけておりました、品目にいたしましても相当の品目を実は洗つたわけでございますが、地域差でございますとか、また品目の特殊性という問題はほほ資料的には洗えたように思うのであります。一番困難な点は、先ほど申しましたようなこれが非常にある地域に限られておりました、また作物の量から申しまして、非常に価格変動が大きいわけでございます。したがって、単に物理的な損害でそれをおおうとしたしましても、全く逆な価格関係の介入を排除できませんので、この二つの組み合わせをよほどうまくやらせんと、共済という形をとりましたも、非常に大きな掛け金負担をしなければ組み立たないという問題が一方にございまして、そういうやり方をいたしましても、物理的な減収と価格関係とは非常に関係が大きい、それがまた逆に響きますので、はたして経済的な補てんとして意味があるのかどうか、この両面から実は非常にむずかしい問題にぶつかつてしまひまして、場合によりまして、いまの共済という積み立て以外の方法のほう、むしろ畑作農家が現在ある災害が起つた場合に物理的な災害が当然経済災害に換算されるわけでございますので、ほんとうの意味の軽微な負担で大きな補償が得られる、こういうところから、はたしていま考えておりますような共済という形式がよろしいかどうかという吟味もいたさなければならぬという段階に来ておられるように思ひます。

○有馬委員 その根本的な日本の農業の把握のしかたという点に問題があるのじゃないかと思うの

です。日本農業を考へる場合に、地域農業という視野からとらへなければ、日本農業なんというものはとらへようがないですよ。それくらいは局長も御存じのとおりです。わが党の現在までの農業政策にしても、そういう点で私は非常な欠陥があつたと思つてゐます。いまおっしゃるような意味で、局部的なということばを使つたけれども、局部的な農業というものが日本の農業の実態なのです。そこでその中で共済制度をどのようにして入れていくかという角度からとらえていかなければ実態に即応し得ないのではないかと。畑作についてもやはりそういったとらえ方をしてほしい。ですから、どのような品目について共済制度をという点については、これはもう私が申し上げなくても十二分に御承知のところだと思つてゐます。ですから、私はやはりそれに真正面から取組んでいただきたい。たとえば私のところの九州で考へる場合に米に対する概念、東北で考へる場合に米に対する概念というものはまるっきり違ふのですよ。主幹作物がどのようになつてゐるかというところを見なければ、それぞれの地域の農業についてはもう十二分におわかりいただいておるので、そういった視野からせびとらえていただきたいというのが私のいまの主張なのです。その立場から畑作というものについても考へてほしい、こういうことなのです。これは要望にとどめておきます。とにかく本委員会はその農業共済制度のあり方を根本的に掘り下げることではなくして、この年度の特別会計の処理に限定さるべきだと思つてゐますので、これ以上は触れません。

次にこの共済制度の運営の問題といつたしまして、いま申し上げましたように、米一つを取り上げてみても、私は早場の問題等を考慮に入れないところの共済制度というものがおかしいと思つておられます。特に今年のように、十二号台風なり十四号台風というようなものに見舞われた場合に、この感をなお深くするわけです。そういう点で、私は十月にならなければならぬから、あるいは十一月にならなければならぬから

というようにことで全国の米を一緒にしてしまふ、その考へ方はわからぬわけです。やはり早場は早場として処理すべきではないかと考へておりますが、この点についてはどうですか。

○久米政府委員 おつしやると思つてゐるのです。私ももしそれが可能ならば一番いいと思つてゐます。そういうことが可能であるべきだと思つてゐます。残念ながら損害評価というやうな問題がございますが、統計調査部の数字を少なくともある程度といたしまして考へざるを得ない現在の仕組みでございます。さうやうな問題がおりますために、適宜に早場の問題にその時点で回答するといふ形に現在の仕組みはしにくいわけでございます。これはやはり全国的に取り上げている問題でございます。損害評価の限界と申しますが、さうやうな問題がございますために、早場とその他の作物を切り離してそれ自体だけで処理するといふことが困難でございます。まことに残念でございますけれども、そのことは損害評価の方式を変へない限り手がつかないといふことのように考へております。

○有馬委員 困難であるといふこととやる意思がないといふことと、これは区別してお伺ひしたいと思つたのですが、その損害評価がなぜできないのですか。

○久米政府委員 本来でございますれば、共済制度でございますれば、メンバーがそれぞれの損害を評価いたしまして、それがそのまま個人の被害になるというのが理想の形だと思つてございまして、いままでのやりました経験から見ますと、それぞれの団体の自主的な評価だけでは、災害が現実起こりました場合に、実査してみますと、非常なアンバランスが組合単位にもございますし、また個人単位にもございますし、また大きく分けますれば、地域単位にもございまして、そういうことはございまして、これは本来ならば、そういうことはおかしいのでございまして、それは現実問題といつたしまして、アンバランスが地域ごとにも出てまいりますので、これはどうしてもできるだ

け客観的な尺度で公平を期せませんと、これにつきましては、関係者の負担だけではございませんで、国庫からも相当な負担が出ておりますので、一般的な公平を期さなければならぬといふことで、やむを得ず統計調査部の資料に基づきまして、この査定がはなはだしく地域的にアンバランスが出た場合には、そういうことがないように調整いたします。その際には、どうしても国みずから調査をいたしましたものを一つの限度といたしまして、損害評価の最終的なけじめをつけざるを得ないといふ問題があるわけでございます。したがしまして、おつしやるのとおりそれは不可能ではございませんで、単位組合の方の全部の御認識を得て、そしてさういふやうなある尺度で評価をいじらなくても、これでもって完全に各方面が御満足いただけるやうな公平な評価ができるという理想的な状態におきましては、これはいまのような時期別差というものは排除できるわけでございますが、遺憾ながら現在までの運用におきましては、この

ワケをはずしますと、ほとんどめどがなくなる実情でございますので、私もどなたもやりたくない問題でございますが、やむを得ずさういふ形の損害評価をとつてゐるわけでございます。

○有馬委員 局長ははしなくも農林省の評価に対するもの考へ方をいまの答弁で漏らされたように私は受け取るわけです。といふことは、これはもう基本的な共済制度に対する農民の不満の出るゆゑんでもありますが、とにかくいまあなたはアンバランスが出るというところをおつしやつた。それはもちろんいま三者で評価してゐるところにも問題がありましよう。その中で私はやはり統計の数字といふものに信頼を置いていきたいといふこともわかります。しかしそのアンバランスが出るのだ、あるいはめどがなくなるのだといふことがわからぬわけです。といふのは、現在まで農林省がとつてまいりました態度といふものは、災害がどの程度起こつたからどの程度の賠償金が必要なんだといふ考へ方じゃなくて、賠償金はこれだけだから損害はこれだけになるべきだといふ、

まるきり逆になつた考へ方が流れておるんじゃないのですか。それを、はしなくもあなたのおつしやつたことばの中にふえんしているように思つてしかたがないので、その点お聞かせいただきたい。

○久米政府委員 あるいは誤解があつたかもしれませんが、たとえば金額のワケといふやうなものは全然ございませんで、あくまで損害の実態でございます。損害の実態につきまして、国の統計にあつておつしやるものと、個々に組合なり連合会でお調べになつたものの間に、残念ながら相当大きなギャップがあるわけでございます。そこで先ほど申し上げたやうなことで調整をせざるを得ないわけでございますが、お話の中に、何か総ワケの金額を頭に置いておいてそれを割り付けたのではないかと。いふたうにお考へのようなおことばがありました。それはございませんで、さういふことではございませんで、あくまで損害の実態の評価そのもので調整をいたしております。

○有馬委員 私の申したことがまるきり架空のことだ、言いがかりだと思われませんか。さういふ不満がないと断言できませんか。

○久米政府委員 少なくとも最初に出てまいりますデータにつきましては、総ワケの金額のワケといふやうなものを私どもでは全然予定しておりません。ただおそろく連合会単位で調整が非常に大きく国と違ひました場合、バランスをとるといふ場合に、すでに金額がそこに計算上出てまいりますので、あるいはそれを調整なさいたしましたときに、実は減収量の調整でございますけれども、関係者の方がそれを金額の調整だと受け取つておられる場合があり得るかと思つてゐます。しかし組み立てていたしましてはあくまでそれは金額の調整ではございませんで、損害量そのものの調整でございます。

○有馬委員 この点は相当議論の存するところでありまして、私はとにかくに常に農家の声をこの問題については聞いて歩いて、実際の評価その他についても具体的に一筆ごとに私は聞いて歩いて

ておるのです。あなたのところまで届かないかもしれませんが、この点について非常に多くの問題を残しておることをひとつ記憶にとめておいていただきたいと思ひます。

さらに私が伺ひたいと思ひますことは、この支払いの時期の問題であります。これもまた大きな不満の一つになっておると思ひます。とにかく忘れたところに補償金はくるものだ。この点について事務的に改善の余地はないのかどうか、連合会なり単位組合なりに対して現在のところどのような指導をしておられるか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○久宗政府委員 支払いの時期につきましては、前回私どもがまだ保険課長をしておりましたときからずいぶん問題がございました。そこでできるだけ支払いを早くしなと意味がございせん関係上、できるだけ調整する措置をとりまして、まあ水稲で申し上げれば年内に支払えというようなことで、ずいぶん努力したこともございせん。ただ先ほど申しましたように最終的な、米で申し上げますと実収高の計数が出てまいるのがどうして十二月の後半になるわけでございます。そこで全部の府県につきまして年内の支払いをするというところは相当困難でございますので、相当損害の大きいところでは、早期支払いの御要望の強いところについてはさような方法をとっておりますし、あるいはさういうことでは非常に時間がおくれてしまつて、概算でも早く払つてもらいたいというところにつきましては概算払いを適用することにしたしまして、実際問題としては現在のところ従来に比しまして支払いは相当早くなつておるわけでございます。ただ単位組合に相当の事務を強制するかどうかになりますので、私どももいたしましてはいつも大きな災害が起りますと、それだけの県に、おたくのところは、ぎりぎり待つても最終的な数字が固まつての早期支払いにするか、あるいはそれが相当時間がかかると思へば概算払いでいくかという向こう側の意思をよく聞きまして、それによって支払いのきめ方をやっております。

るわけでございます。現在のところ損害評価の時期という問題がやはり依然としてネックになりますけれども、それを除きましては事務的に、私どものほうはもうろんでございせんが、単位組合なり連合会においてもほとんど徹夜作業までして支払いには努力しているわけでございます。しいて申し上げればやはり統計調査部の行ないます損害評価の時期、この問題がネックになつて、それ以上に早くできぬという問題であらうと思ひます。

○有馬委員 その概算払いに関連してですが、本年度御承知のように災害が頻発したわけでございますが、どの程度全国的に概算払いが行なわれてゐるか、これをお聞かせいただきたい。

○久宗政府委員 概算払いの県でございましょうか、金額でございましょうか。

○有馬委員 金額です。

○久宗政府委員 この災害で支給した保険金の概算払いの御要求がございましたところは、四、五月の長雨関係で申しますと、長崎、熊本、愛媛、高知、福岡、鹿児島、佐賀、宮崎の八県でありまして、総額にいたしまして七億二千四百万円が出ております。それからその後の陳腐書関係でございせんが、宮城、福島の両県に對しまして総額で一億六千万円が出ております。それから新潟、新潟のときでございせんが、これは千三百八十八万七千円というものが出ております。いままでの概算払いをいたしましたものは以上でございせん。

○有馬委員 次に、農民の不満である賦課金の問題について伺ひたいと思ひますけれども、三十五年の協議会の結論と現在の制度をどのように把握しておられるか、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

○久宗政府委員 賦課金の問題につきましては、従来保険自体につきましては国庫負担と農家負担の問題がございまして、相当被害の少ない県におきましては国庫負担がいわば少ないわけでございますので、それとの関連もございせんようか、全

体といたしまして保険そのものに払う費用といわゆる賦課金の率、まあお払いになります農家の感じから申しますと非常に大きくなるということでは御不満があつたわけでございますが、これはやはり共済におきまして被害の程度によりまして、本体でございせん共済の負担について、どうしても国の負担が地域的に、被害の多いところと少ないところでは当然これは違つてくるわけでございます。そういう関係で、ある場合におきましては共済の掛け金のほうで、農家が御負担になるものと、事務費として要するものについての賦課金、この感じが何か逆になつて、つまりおなじやないかという御批判が一応あつたと思ひますのでございせんが、これはやはり制度の仕組みとしてはいたし方がないと思ひますのでございせん。ただ農家の御負担ができるだけ少なくなりますように、私どももいたしましては団体関係の事務費の負担につきまして、毎年相当困難な折衝をいたしながら、制度といたしましては被害のあるなしにかかわらず全国的に一つの制度として運用してまいらなければならないと思ひますので、特に関西全体の設計がどこからかなくずれましてはこれは大問題になりますので、財務当局にもずいぶんその実情を話しまして逐次改善をして今日に至つておりますから、現在の程度の賦課金でございせんれば、一応農家の方には御満足いただかざるを得ないのじやないかというふうには考へております。もちろんこれの改善につきましては今後といえども力を注いでまいりたいという気持ちでございます。

○有馬委員 賦課金の問題は私は保険制度の基本的な問題に属してくると思ひます。ここで基本的な問題について伺ひたいと思ひますが、私は農業共済制度というものを、いうところの保険として純粹にとらえていくかどうかというところが分かれ目になると思ひます。私は純粹にとらえていく場合には、少なくとも現在日本の農業が置かれておる立場からいたしまして、おのずからそこにはリミットがあるのじやないか、やはりそこに農業という特殊の問題として把握しなければ

ならないのじやないか、このように考へておるわけでは。この基本的な点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○久宗政府委員 御質問の意味は実はつらいほどよくわかるのでございせんが、もちろん設計といたしましては保険的な設計をいたしております。しかし相当あれで国庫負担もしておりますように、そういう形で年々の支出というもののにおよそのめどを立てていきたい、かつ個人に全部個別な被害を割りつけたということであらうと思ひます。被保険者としておりますので、形の上におきましては保険という構想に基づいておられますけれども、非常に特殊なものであらうかと思ひます。したがうして、普通の場合におきましては保険の賦課金というやうな考え方とは若干違つて適用を当然考へていくべきであらう、またさういふ意味で今日やっておりますように私どもは理解しておるわけでございます。

○有馬委員 そうであるとするならば、また現在そういう認識の上に立つておられるから国庫の負担分がある、そういうことであるとするならば、私はやはり連合会あるいは単位組合の事務人件費についてもさういふ視野からとらるべきではないか、このように考へておられますのでこの点についてどういふ考へかということ、事務人件費が四十年度はどの程度になるか、その額だけでけっこうです。

○久宗政府委員 三十九年度は五十七億八千七百万余でございせんが、四十年度に要求いたしておりますのは六十六億二千五百万余でございせん。事務人件費についての考へ方でございますが、これは基幹的な事務とそれ以外のものとにおよそ分けて考へるべきであらうというように考へられるわけでございます。そこで現在の基幹事務費につきましてはこれはフルに見るという考へ方で、その他の事務費につきましては三分の二見るという計算によりましてやつておるわけでございます。

○有馬委員 その賦課金の問題について、とにかくいまおつした事務人件費を全額国で見ると

いうところからまず手がけるべきではないかと思うのですが、その点について現在まで検討されてきた経緯、今後の考え方についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○久宗政府委員 事務人件費の中にはいわゆる基幹的な事務で当然国がフルに見るべきものというものとそうは必ずしもいえないものがあるわけがございます。それを仕分けいたしまして、先ほど申しましたように、基幹事務費につきましては一〇〇%、それからそうでないものにつきましては三分の二ということで一部に自己負担を残しておるわけでございます。

○有馬委員 私はいまの問題について、賦課金を掛け金一本にしていくという立場から、将来の方向としては全額国で見えていくという方向にぜひ進めてもらいたいと思うわけです。これについてさつきおっしゃったような意味で障害がありますか。私は農業共済制度を御答弁のような趣旨でとらえるとするならば、これは一つの筋道だと思ふのですけれども……。

○久宗政府委員 この点は冒頭に申し上げましたように、制度の実態から見ますと事務費についても相当大きく国が見えておりますし、あるいは掛け金の国庫負担までいたしまして、また別に再保険を引き受けたらいたしまして、相当な金を使っているわけでございますが、何と申しましてこの制度の一番大事なものは、基礎は農家が相互に助け合うというベースがあって、それを国が援助するというのがこの制度のたてまえだろうと思ひますから、その一点がくずれますとだめがなくなりますので、やはり全部国が見てしまうということではないのじやないだろうか。もちろん実際の農家の負担を考えますと、できるだけ軽減するよう努力はして見ます。また仕事の中でも先ほど申しましたように補助の考え方を仕分けいたしましたのでありますので、負担の必要な軽減にはもちろん努力いたしますが、何もかも国が見てしまうと

いうところまでは考えておらないわけでございます。○有馬委員 この点も私は問題として農林水産委員会場で再度議論をいたしたいと思ふところであります。

次に評価の問題であります。その基本的な考え方として、生産費補償か所得補償かという問題が出てくると思ふ。これも議論になったところでありますが、私は現在は生産費補償方式というところにウェイトがかかっているのじやないかと思ふわけですが、これを所得の補償という形にウェイトを持っていくべきではないかというぐあいに考えておるわけですが、この点について基本的な考え方を聞かせたいと思ふ。

○久宗政府委員 災害に対処しますのにいろいろな施策が組み合わされて出ているわけですが、農業災害補償制度におきましては、すでに投下したものを損害が起こった場合にどの程度カバーするかということがたてまえになりますので、どうしても生産費におきまします現金支出部分といったようなものから全然離れて考えるわけにはいかないのではないかとふりかへて考えます。

○有馬委員 そこにまた問題があるわけですよ。御承知のように農業技術というものは非常に改善され、これは米の収穫にしてもそうですが、とにかくそこに農家の努力というものが所得という形であらわれてきておるわけです。また農林省の農業の施策の根本は所得をふやしていく、集約化の問題にしても何にしてもそういう立場から進めておられる。とするならば、いまのお答えはその方向が逆じやないのですか。どうなんですか。

○久宗政府委員 必ずしもそうではないだろうと思ふのでございます。もとになります共済金額をきめます場合に、もちろんこれにも農家の御選択が入りますから一般的には申し上げかねると思ひますけれども、いづれにいたしましてもいわば平均の概念がそこに入ってくるわけでございます。そこでその方はそれ自体のお払いになります生産費を一々調べてやるわけではございません。

で、共済金を選びます場合に、高低はありますけれども、その基礎になつておりますものは、やはり基本的には平均的なものだろうと思ひます。したがいて、そういうものについての補償がございます場合、実際に非常に経営の合理化をしておられて、現実にはその方の経営費が平均以下でございます場合には、相当十分な補償がむしろ逆に得られるということではないだろうかというふうに思ひます。

○有馬委員 私はそのほか評価の問題なりあるいは無事農産物制度の問題なり、いろいろお尋ねしたい点が残っておりますが、大臣がおいでになりましたので、いづれまた機会を改めまして、この制度の根本的な問題についてお伺いしたいと思ひます。

先ほどの質問でも私の考え方はおわかりいただいたらうと思ふのですが、いふならば、農林省はややつかない制度があるものだというような消極的な態度でしかこの農業共済を見ておられないように受け取れてしょうがないのです。そうじやないとおっしゃつても、実際には毎年の皆さん方の仕事ぶりを見ておると、そのようにしか思ひませんので、これは機会あるごとにやりますから、ひとつぜひそういう消極的な態度ではなくて、積極的に取り組むという態度で御善処いただくように要望いたしまして、私の本日の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○吉田委員長 国の会計、税制、金融及び証券取引に関する件について調査を進めます。質疑の通告があります。これを許します。只松祐治君。

○只松委員 まず最初に、前回有馬委員のほうからもお尋ねがあったと思ひますが、今年度の補正予算を通すにあつて、大蔵委員会を一回も開かないで予算を通す、こういうことは、私も昔のこととはあまり知りませんが、ほとんど前例がないだらうと思ひます。これは一言にして言うならば、

たいへんけしからぬことでありまして、大蔵大臣だけの責任というわけではございませんけれども、委員会全体としても責任があるわけではございますが、今後こういうふうな、自民党内の問題であるとはいへ、国民の代表として存在する大蔵委員会が財源を一つも審議しない、こういう形で予算を通すということはきわめて悪い慣行をつくる。私は絶対に今後そういうことがないように強く要望をいたすとともに、大蔵大臣の所見も承つておきたいと思ひます。

○田中務大臣 大蔵委員会の問題につきましては、先般総理大臣も出席をしまして申し上げましたとおり、十分気をつけてまいりたいと思ひます。

○只松委員 それから、まず最初に、今朝来の新聞を見ますと、昨日の参議院あるいは大臣の談話発表で、金融引き締め緩和の方向への政策をとられる、こういうことをお述べになつておられます。いままでは大体金融引き締めの方策をずっととつてきて、本年三月には公定歩合の二厘引き上げ、こういうことまで行なわれたわけではございますが、確かに年末に向かひまして、池田高度経済成長政策の失敗から、中小企業の倒産が続出をいたしておられます。そういう面から見て、金融の何らかの方策を打ち立てるということは必要になつてきているわけではございますが、どういふ観点からこの引き締めをゆるめていく、こういうふうにお考えになつておられるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○田中務大臣 きよう三時に預金準備率の引き下げを発表いたすということでございます。預金準備率の引き下げそのものが、昨年の十二月からとつてまいりました金融引き締めを思い切つた解除であるというふうには考えておりません。いつも申し上げておりますとおり、確かに国際収支の問題等、解決に向かつてはありますけれども、一——三月の輸入期も控えておりますし、またイギリスのポンド防衛に対して一連のアメリカ、カナダ等の公定歩合の大幅引き上げというふうな問

題もございすし、これがアメリカその他の経済にどう影響し、また日本の貿易収支等にいかなる影響を持つかという問題に対しては、慎重に配慮しなければならぬ国際情勢にあることも事実でございす。また一面、中小企業の倒産等、また証券市場の不振等、いろいろなひずみの面もございすので、金融調整下にあつてもきめこまかく配慮をし、弾力的に金融政策をとるというところは常々申しておるわけでございす。そういう考えのもとに現段階を考えると、現在の調節というものは四つの方法でやっております。一つは準備率でございすし、一つは窓口規制でございすし、一つは買入オペレーションの制度でございすし、もう一つは公定歩合操作でございす。こういう四つのものの中で、準備率の引き下げということは、特に日銀との関係を持っておる都市銀行を中心にして、資金事情等も非常にいろいろ問題もございすし、もろもろのことを考えまして、その結果預金準備率をちょうど一年ぶり、昨年の十二月十六日でございすので、ちょうど一年ぶりに引き下げを行なったということでございす。

○只松委員 これはいまちよと大臣のほうから触れられましたように、国際的な高金利政策といひますが、そういう方向に向いておるわけでございますが、それに若干反して、こういう形になつてまいりますが、そういう関連をどういうふうにお考えになつておられますか。これは当然に輸出入貿易その他全般的に對外問題と関連をしてるので、ひとつお聞きをしておきたい。

○田中事務大臣 ボンド防衛を中心としたしまして、イギリス、アメリカ、カナダ三国が公定歩合を引き上げた、しかもイギリスの公定歩合は日本よりも高い、七割という最高の公定歩合であるといふことから考へて、日本に対していろいろ影響があるだろうといふことがいわれるわけでございす。これらの世界的な動き、国際的な金融情勢等、十分考へながらわが国の金融行政を行なつておるわけでございす。アメリカ、イギリス、

カナダ等の友国が公定歩合を引き上げていくというときに、日本が引き下げを行なうというふうな状態で一体いいのかという問題もございす。これは先ほど申し上げたとおり、国際的な考え方、国際的な動きも十分見ながら金融行政を行なつております。同時に、その中心となる経済的影響でございす。アメリカも史上空前の景気のいい状態でございす。その意味で、対米貿易も非常に伸びておるわけでございす。これが、アメリカの景気が今度の公定歩合の引き上げ等で制約を受ける、だんだんと不景気の方向になる、それが対米貿易等に大きく影響しないか、ひいては国際収支に影響しないかという問題ですが、少なくとも今度のボンド防衛にとつたアメリカの施策、それによつてアメリカの景気が後退をし、日本の貿易に影響が及ぶというふうには、いまのところ考へておらないわけでございす。それからイギリスを中心としたヨーロッパ市場の問題でございす。これらの諸国に対する貿易は近年倍増しつつございす。これは対米貿易等に比べて非常に小さいウェイトを持っております。でありますから、いままでのように一年間に倍増するようなスピードで伸びていくかどうかは別といたしまして、日本の国際収支に影響するといふような状態を考へる必要はないといふふうに考へております。

○只松委員 もう一点だけお尋ねしておきます。この中に、確たる談話としてはありませんが、公定歩合の一厘引き下げかというふうなお話のする大臣の談話も出ておるわけでございす。近いうち公定歩合を引き下げ、こういうお考えなのか。あるいはその前にも言われた窓口規制その他を漸次ゆるめていく、こういうお考えなのか、当面の金融政策についてひとつ伺ひたい。

○田中事務大臣 公定歩合及び窓口規制等の問題は日本銀行の権限でございすので、私がとやかくここで意見を申し上げることはできないと思ひます。しかし一年間の調整過程を経ておるわけでございすし、日本の国際収支も安定的な方

向に向かいつつございす。また金融引き締め過程における現象にもきびしいものもございす。そういう意味で、直ちにすべてのものを解除するといふ方向にはもちろんないわけでございす。日銀当局は事態の推移に対処しながら適切に措置していかれるであらうといふことを信じておるわけであります。

○只松委員 結論的にはそうだと思いますが、日銀だけがそういうことをしないことは大臣も御承知のとおりでございまして、大臣としてのお考えをお聞きしておるわけでございす。大臣はどういうふうに考へておられますか。

○田中事務大臣 もちろん金融政策につきましては、日本銀行当局との間には緊密な連絡をし、意思の疎通もはかつておりますので、政府、日銀は一体の姿勢でございす。しかし、公定歩合を一本下げる時とか、据置き時とか、また上げるときかという問題を私から申し上げるというふうなものではないといふことも、只松さん十分御承知だと思ひます。ただ一年間を続けてまいりました、もし公定歩合を一厘引き下げようとなつて、あつたとしたら、それは全然時代逆行とか、事態に反する方向なのか、こういうことを理論の上で説明するとすれば、私は必ずしもそう考へておりません。国際的に公定歩合を引き上げるような状態にある、その中で日本は引き下げようとなつた方向をたどる、こういう理論に対して、日本はもうすでに一年前から世界的な情勢を十分考へながら、八条国移行といふことを現実的な基盤として、その上に調整政策を進めてまいつたわけでございす。それから、国際的な方向と一部違ふような見方の政策が行なわれて、必ずしも間違ひであるといふふうには考へておりません。同時に、引き締めをやるときにすべてのものを一律的に引き上げる、引き下げるときも、一つ引き下げたらばたばたと引き下げるといふような過去のやり方を必ずしもとらないで、実態を注視しながら弾力的に行なうべきものである、こういう考へ方もとつております。また公定歩合を引き下げられるような

状態になつても、他の弾力的な施策の運用よろしきを得れば、これ自体が事態に逆行するものになつておるというふうには考へておらないわけであります。

○只松委員 こういう政策の大きな転換というのは、経済基盤の大きな変更といふようなことを当然考へだらうと思ひます。そういう点についていろいろ伺ひたいところでございますが、先ほど申しましたように、補正予算を通して本委員会が一回も開かれておりませんので、私たちがいろいろ聞きたいことがたくさんたまつておりますので、そういう点を御質問いたしたいと思ひますので、ひとつ以上でその点は終わつておきます。

なお、そういうものに入る前にまだ大きな問題として、明年度予算の編成方針についても、新聞その他では、ときどき大臣談話なり、あるいは大蔵事務当局の考へ方といふものが流されるわけでございす。本委員会の審議が全然この臨時国会で行なわれておりませんので、ひとつお聞きをしておきたい。

まず、佐藤内閣になりましてからいろいろPRされておりますし、基本的な諸政策が述べられております。その中におきましては、特に田中さんは、大蔵大臣というだけではなくて、事実上佐藤内閣の副総理といひます。ふところ刀として力を持っておられる、こういうふうな言われておるわけでございす。したがつて、この佐藤内閣のいろいろ諸政策がいろいろ述べられておるが、社会開発を中心としたひずみは正はどうか、その重点にお考えになつておられますか。まず財源とかね合ひからお答えをいただきます。

○田中事務大臣 佐藤内閣になりましたからといってすべてが急変するといふものではないと思ひます。自由民主党によつて世に明らかにせられております宣言、綱領、政策を基本にいたしまして、この中から緊急の順序をつけたがら乏しい財源の中で効率的な投資を行なう、こういう基本的な姿勢でございす。また大きな基盤となるもの

の考え方は、国際収支の長期安定、物価の抑制、国内的に見ては経済の安定成長確保、こういうことを目標にしながら予算を組んでまいっているわけでございます。特に佐藤総理が社会開発ということばを大きく取り上げました。これは池田内閣の場合でも、高度成長が行なわれた結果ひずみが生じたので、これらのひずみを解消し、特に国内均衡をはかろうということを経済的に明らかにいたしておいたわけであります。これに引き続いて、そのひずみ解消、人間を中心としたものの考え方を政策的に実現するには、社会開発という看板を掲げて、この中に合理的な施策を計画的に組み立てていくという姿勢をとったわけでございます。社会開発ということに対して、いまでも一般会計の予算の伸び率よりも以上に社会環境の整備が行なわれてきたことは事実でございます。来年度は、いまだのように高い一般会計の伸び率、財政投融资の伸び率を期待することはできない状態ではございますが、その中においても、いわゆる社会開発の範疇に入るもの——教育の振興、社会保障の充実、住宅の建設促進、下水道や上水道のような生活環境施設の整備、都市の再開発及び過密都市の解消、地方開発、こういう問題にウェートを置きながら可能な限り最大の努力を続けてまいりたい、こう考えております。

○只松委員　そういう諸政策を遂行されるのに明年度の当初予算あるいは財政投融资、新聞では三兆六千八百億とか六百億とか、あるいは財投が一兆六千億とか、いろいろ書き立てられておるわけですが、おおよそ大蔵当局としてはどの程度の予算を目標として明年度のそういう諸政策を進めていくのか、どういうふうにお考えですか。

○田中國務大臣 いまだ政府部内において来年度の経済成長率を検討いたしておりますので、来年度一体何%になるのかという数字ができておりません。おりませんので、基礎的な数字未定のままで税金をはじくわけにはまいりません。また税金をはじけないので、自然増収の中で減税規模を

さだかにきめるわけにもまいりません。そういう意味で四十年度の予算規模がどうなるであらうということとはここで申し上げられる段階ではございませんが、大ざっぱに申し上げますと、大体実質成長率は七％ないし八％の間だと思います。名目成長率は一〇％を幾らかこすであらう、こういうふうにおおむね想定せられるわけであります。そうしますと、税収は今年度に比べて大体四千四、五百億、まあ四千五百億というふうに見るのが正常な見方ではないかと思えます。せいぜいよいけい見込んでも四千五、六百億、六、七百億まで一体見られるのかどうかという問題は、これは成長率との関係もございます。まあ、そういう状態でございまして、今年度の六千八百二十六億というような大きな税収というものに比べると、安定成長期に入りましたので、いままでのように大きな税収を期待できないということとございます。同時に歳出のほうは五カ年計画等、いろいろ歳出要求が大きくなっておりますので、自然増収の中で新規政策費に回し得るものは非常に限られたものであるということが想定できるわけとございます。

○只松委員 国民の経済成長率を実質七％から八％とおっしゃいましたが、ついでに国民所得の上昇率あるいは物価の上昇率、そういうものもおわかりでしたら御説明いただきたいと思えます。

に、国会では確たることが言えない。あるいは私たち代議士でもいろいろなことを聞かれても、いや知らない、こういうことになるわけですが、しかし、新聞ではどんどんこうやって書かれておる、こういうことになるわけでございます、決定的な何・何％というところまでは知っていません、おおよそ予算編成期に入りまして、来年度はこういう程度にしようということの想定は当然つくはずでございますが、その程度もなかなかわかりませんか。そういうものが全般わからないと、なかなか予算を組んでいくという構想というものがないんじゃないんですか。初めての大臣なら別ですが、何期もやられておる田中さんですから頭の中にあるんじゃないですか。

○田中 中国務大臣　あなたもいまいみじくも申されましたが、大臣の手元までは来ておらないだろうけれどもということでございまして、これは私もよく新聞の数字を見まして、一体どこから出たのかということと調べてみますと、これは事務當局でもままとまっておるわけではございませんが、大蔵省の財政研究会の諸君などは非常に専門家でございまして、大体数字を昨年度は何％、今年度は幾らということで試算をして、相当正確な数字を持つておるようでございます。私たちはいま申し上げたとおり成長率を一体どうするか、これは中期経済見通しの中で四十三年までは八・一％と

進めておるわけでございますので、どうしても成長率を七・三とか七・八とか、こういうことが最終的にきまらないわけでございます。でありますので、税収をどうはじき出すかということとはなかなかむずかしい状態でございますして、わずか二、三日後には出るのではないかと言いますが、この二、三日間というものでもってすべてのものが積み重ねられて詰められる、こういうことでありますので、私がいま申し上げられるとすれば、大ざっぱに名目成長率を一〇％とすれば三兆円の弾性値を上げまして、そうして四千五百億、これは大体動かない数字、少なくとも、四千四百億か四千六、七、百億、こういう数字は、これはいまあなたが申された三年もやっておってわからないのか、三年もやってわかるのがせいぜいそういう数字でありますから、そこはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○只松委員　その場合国民として一番問題になるのは特に物価の上昇率でございますが、これを幾らくらいに想定されておられますか。

○田中國務大臣　物価は今年度は四・二％、こういうことでございます。この六月、七月くらいまでは消費者物価は安定してまいりました。三％ないし三・五％程度でおさまるのではないかというふうな見通しもございましたが、七、八月、九月、十月になってから都市の消費者物価が上がっ

○田中国務大臣　そこまでごまかいことを申し上げられる段階ではございません。そこまで申し上げられればいろいろな数字をべらべらと申し上げられるわけでございますが、いま大蔵、経済企画、通産省、そういうところでもって今年度の数字を詰めながら、中期経済見通しの四十三年までの状態も比較をしながら検討中でございますので、もう少しお待ちをいただきたい、こう考えます。

○只松委員　あなたの手元までは決定的なものが来ておられないかもしれませんが、新聞その他にはほとんど書かれておるわけですね。だから、たとえ常識的にいろいろなところで話が出る場合

いう数字が出ておりますが、今年度もすでに九%から一〇%をこすかもしれないという情勢、これは金融引き締めを続けていくのか、金融引き締めでもって今度準備率をきょう引き下げて、一体これが何かに結びついておるなどということは考えておりませんが、いづれにしてもこれからまだ一―三月を見通さなければなりませんので、一〇%をこすとか一〇%以内でおさめ得るかどうかとはなかなかさだかには言い得ない状態であります。今年度の経済成長率を差し引いて、残り四年間で一体八・一%ずつ五カ年間をかけて、そのうち今年度分を、初年度分を差し引いてあとどういうふうに一体持つていくのかという作業もいま

ておるしかしました十二月に入りましてからは生鮮食料品等の値下がりもあるということで、年度間を通しましては大体四・二％程度で押え得るかどうかということでございます。これは四十三年までの中期経済計画では二％、二・五％という非常に低い数字をとっておりますが、あと四カ年間を通じまして、一体四十三年度に經常収支がバランスをし、そのときに二・五％程度の物価になるためには、一体来年度どういう施策をやつて、物価をどの程度に押えるのかということもいま作業中でございます。少なくとも五％をこしてはいけな、中には来年度は六％になるぞと言って、先ほど参議院で六％くらいにはなりますぞ、そうすれば

人事院勧告もあります。そうすると地方財政をどうするのですか、こういう御質問がございましたが、私たちは六割にしてはならない。五割以下、四割以下というなるべく低い数字ということを目ざしながらそういうふうな物価を押えるためにいろいろな施策を行なわなければならぬか、どういふ財政姿勢をとらざるを得ないのかというのを考えておるわけでございます。

○只松委員 そういふところまで時間があればほんとは論議したいわけですが、先ほどから言いましたように、いろいろ聞きたいと思ひますので、きょうはそういう点をお聞きするだけで話を進めてまいりたいと思ひます。

そういたしますと、税収が、約四千五百億円で、自然増収にいろいろな減税措置その他を講じてなる、こういうことでございます。その場合予算の自然増収率というのは大体何%で、どの程度とお見積りになっておられますか。大体三千三百、四百億円くらいが、物価上昇その他によって、あるいは人件費その他の増加によって自然増収をしていくだろう、こういうことが言われておるわけですが、そうすると、四千五百億、差し引くと、一千億が二百億くらいになってしまふ、こういう形になる。そういたしますと、一番最初にお聞きいたしました佐藤内閣になって、新年度いろいろ目標を掲げておられますけれども、とても一千億が二百億程度ではなかなかそうしたいこともできない、こういう三段論法じゃございませんか、結論になってくるわけでございます。まずどの程度本年度予算が膨張していくか、自然増収率をひとつお聞きしたいと思います。

○田中中国務大臣 なかなかさだかには申し上げられませんが、もちろん減税規模をどうするかという問題もございますので、なかなかむずかしい問題でございます。しかし、少なくとも例年のように高い対前年度比、高い率で予算を組むことはできないという事は事実であります。三十六年は二二・六%だと思ひます。三十七年は二二・四%だと思ひます。三十八年は一七・四%、三十九

年は特別会計に移したのも入れると、一五・一%、特別会計をはずしますと一四・二%、今年度はせいぜい一三%程度しかならないんじゃないかと、うかうかに考えます。でありますから、三カ年間で対前年度当初予算比率、約五割五分くらいに押えなければならぬということでありまして、相当健全財政、健全財政という面から言いますと、相当なものだと思ひますが、同時に新しい施策を蔵出面でまかなっていくということになりまして、非常に苦しいという事は、これは言い得るわけでございます。ただ社会開発とかいろいろ新しい施策というものは蔵出の増だけではなくて、健全財政をとることによって、物価が安定し得るということも一つの政策であります。また、健全財政の姿勢を堅持するというのも政策であります。また蔵出の増加率は非常に小さく押えられるけれども、減税を行なうということも大きな政策でございます。またひずみの解消になるわけでありまして、でありますから、またそのほか財政、また財政投融資、民間資金、財政金融一体化をなし遂げることも政策であります。そういう意味から考えまして、一般会計の規模が非常に低く押えられるということ、予算編成の技術面から見ますと、たいへん困難であると思ひますが、その乏しい中でもいろいろなことを合理的に組み合わせることによって、よりよい予算の姿とすので、自信があるかという、なかなかたいへんでございますというふうにお答えをしなければならぬと思いますが、可能な限り最善の予算をひとつ組んで政策を進めてまいりたい、こう考えます。

○只松委員 そういふ新規予算の事業の中でも特に社会開発の中で大量の庶民住宅という、あるいは勤労者の住宅ということをおあげられておりますが、具体的に一つだけお聞きいたしますが、それはそういう労働者の住宅にどの程度くらい予算をさく、こういうふうな見通しを持っておられるか、またそういうところまで進んでおられないで、ただスローガンとしてそういうことを掲げているんだ、この段階でございませうか、どうでございませうか。

○田中中国務大臣 これは総括もきまらないわけでございますから、中身を申し上げるということにはむずかしいところでございます。しかし、少なくとも住宅建設促進十カ年計画というのは、進めたいという事は考えております。同時に勤労者住宅というものは相当ウエートを置かなければいかぬということも考えております。ただ住宅政策というものが一般の財政すなわち、すべて国民の税金をもつて建てるということだけが、住宅政策ではありません。戦後イタリアがどうしてあのりっぱな労働者住宅をつくらせたか。イタリアは税制及び国有財産の活用ということによってあのりっぱな大きな労働者住宅政策を遂行したわけでありまして、この中には法律によって生命保険会社を保護したというふうないろいろな施策をかみ合せて、住宅というものは民間資金の導入、活用によって建てるということに立派に立証しております。同時にまた戦前戦後を通じて、西ドイツが労働者住宅に対して大きな成果をあげております。このようなものも一体何でもできたのか、これは法律でもって労働者住宅の規格化というものを言なつた。ちょうど日本が団地というのと同じで言つて、どこへでも団地を持っていってつくる。鉄道や下水や水道に關係なくまず団地をつくるというふうなやり方ではなく、在来の市街地を開発しながら、ある一定の高さを制限して、空間利用ということと土地問題も解決しながら、民間資金の導入をしながら、りっぱな住宅政策をやっておるというふうなこともやはり十分検討して、財政のウエートを少なくするというのはありませんが、もっと知恵をしぼって、ほかの国がいろいろやっているのではありませんか、こういういろいろなものが国に導入できる制度も十分導入しながら、これから五カ年、十カ年の計画を練り上げて実施できるというふうな状態を望みたいという姿勢でございませう。

○只松委員 そういふいろいろな知恵を使う中で、一つ御参考までに申し上げて考えていただきたいと思ひます。いま労働者の間に労働金庫というのがあります。この労働金庫を通じて、実は私きょう出てくるときにそのデータを忘れてきたわけでございますが、全国各県に金庫があり、大きなところに出張所が置いてあります。この労働金庫を通じて労働者がいま住宅を建てているのは非常にばく大なんです。ただ単に一べんに借りるだけではなくて、毎月幾らか積んで、月掛けをやりまして、それで一定限度に達すると家が建つ、こういうことをやっております。これは政府の補助や何か現在までのところはほとんどないわけですが、今後いわゆる労働金庫だから敵視はされたくないと思ひますが、こういう労働金庫がみずから力で、労働者自身がみずからの貯蓄の中で、また必死になって自分の家をつくらうとしておる。こういうことに対してはあたたか、施策をもつて、直接あなたのほうで予算の中から、あるいは財政投融資の中から、何らかの形で、それこそいろいろな知恵を出してめんどうをみてやる、こういうことが必要ではないか、これは社会開発あるいは佐藤さんの政策に一番マッチする方法だと思ひますが、具体的にこういうことをやられる意思があるかどうか、お聞きしたい。

○田中中国務大臣 労働金庫の資金を使つてやるという問題は、いま突然の御指摘でございませうが、私も具体的な考え方を明らかにできませんが、その労働金庫に労働者自身が積み立てておつて、これを住宅資金として活用したいという考えがあり、これは私はすなおな意味でりっぱなことであり、こういう考え方、こういう資金の使ひ方というのに対しては、やはり国はそういう方向で施策を行なうということが正しいことだと思ひます。先ほどから申し上げており、これはスラム街の解消とか、それから引き揚げ者の住宅とか、こういう一般国民の税金をもつてやらなければならない、どうしてもやらなければならない災害

者の収容住宅とかそういうものは別であります。が、やはり自分の住宅というものは自分でもってつくっていくんだ、こういう考え方を国民自体が持つてくる。またそういう思想に対して国がそういう考え方を助長するような政策を行なう、これが正しい住宅政策の行き方でありました。そういう意味で、特に個人の金が幾らあった場合には、これに対してどういふふうに融資の道を講ずるか。また財政資金をあわせて行なう道があるのか。特に税制上の問題があると思うのです。土地を取得する場合とかまた勤労者住宅をつくる場合、木造でもって安からう悪からうというものよりも、土地の問題も片づけながら合理的な高層住宅をつくっていくというように場合に対して、これに対して税制上どうあるべきかというふうな問題こそ真剣に考えていくべきだというふうな考えです。

○只松委員 いまの問題、またいづれデータを持って詳しく御質問したいと思いますが、率直に言つて、自民党の政府でございますが、労金は主として労働者の闘争資金や何かによく使われている。そういうことで、そういうところに金を保管したりするのはあるいはけしからぬという意見も出るかと思いますが、しかしこれは法律に定めたり、また県あたりも若干の金を労金に預託いたしておりますし、それから労金の中でも住宅の金だけは全然別個のものを使得おるようです。だから政府から出しても、それは特別ワケを設けて、争議とかそういうものには使うことができない。住宅なら住宅だけのものに明確に使われるような知恵をしればこれはできると思う。だから、ただ単に抽象的に大量の庶民住宅、労働者住宅をつくるということに、具体的にそういう住宅をつくるなら、あるいは直接の監督その他は、いまいろいろの場合県をお使いになつてゐるが、今度の場合は各県ごとにそういう住宅公団みたいなものをつくる構想もあるようでありまして、これはその中の一定のものを労金に回して県あたりに監督させる、こういうことだつてできる

わけです。とにかく一生懸命自分だけで家を建てようとしてゐる労働者に政府があたたかい手を差し伸べる、こういうことはすなおな意味において非常に大事なことだと思つたので、ぜひひとつ来年度の予算としてお考えをいただきたい、こういうふうにお願ひしたいと思ひます。

それからいま一つ、本年度の補正予算の編成の中でそれか問題として、二百十三億の政府経費の節約を要望されました補正予算を組みましたわけでございます。これを年間当初予算に引き直しますと、おそらく六百億以上の金になると思ひますが、まあ節約といへば節約ですが、別な面から見ればむだ使いといへばむだ使いがあつた、しなくともいいものもあつた、こういうことがあるわけですね。そういうことと関連いたしまして、さらに六十六億の国費のむだ使い、不正なものがあつた。こういうことを検査院が摘出しておるわけでございます。国の予算そのものの使い方、特にこういう犯罪になるようなもの、こういうものをものと政府は規制をしていく、それからそういうむだづかいをなくしていく方法を講ずる必要があるのではないかと、いやそういうことはできないので、各省にまかしてあるんだといへばそれまででございますが、こうやってしほり出せば半期足らずで二百十三億ですか、しほり出せるわけですから、現にこういう実績が出てきたわけですから、何と言おうと、やはりしほり出せる状態が日本の財政の中にある、いわば放漫財政が行なわれておる、国税がある点ではむだづかいされてゐるということが言えるわけですね。こういう点に対して、もっと具体的に予算を有効に使う方法は何をお考えにならないかどうか、まずお伺ひしたいと思ひます。

○田中中国務大臣 御指摘になりました二つのものの中で国費のむだづかい、いわゆる会計検査院から批難されたような事項に対してどうか、これはもちろん問題でございますし、かかるものは絶無を期さなければならぬというふうに考えます。

この問題はいつでも決算委員会でおしかりを受けるのでございしますが、どうしても年々批難事項が絶えないということはなほ遺憾でございします。特に財政当局としては、かかる問題に対して国民の血税の行く先というところで、国民各位の指弾を受けるということに対してはなほ遺憾でございまして、かかるものの絶無を期しておるわけでございます。

これはいろいろ戦前戦後を通じて、かかることのないようにいろいろな施策を行なつておりますが、絶無にならないわけでございます。特に、この中で法律が新しく改正を絶えずされるというために、旧法によつてこうであつたと思つたというやうなことで支出をして批難を受けているものもございしますし、いろいろなものもございしますが、いづれにしても、かかるものはなくするようにしなければなりません。ただ、しなければならぬというだけではなくて、具体的にどうだというので、結局各省の中で監察官とかいろいろのものをつくつておりますが、それでもありません。これは私は、会計検査院の機能を拡充して——会計検査院はただ違法性を指摘するという法制のためになつておりますが、何か批難されようもの、法律上どうも疑義がありやうなもの、支出をするときは、あらかじめ会計検査院の意見を聞く。そういうことにすれば、政策の方向としては悪いことではないが、現行法律から見ると、遺憾ながら違法であるというこの指摘を受けておるものもございしますが、こういうものはいま会計検査院に事前了解を得る、事前判断を求めるといふやうな措置は行なつておりますので、こういう場合の批難事項が非常に減つております。あとはとにかく刑事問題とか、一般的刑法犯罪になるやうなものがまだ絶えないことに対しては非常に困つておるものでありまして、これはとにかくなくするように全力をあげて努力をいたしますというところで御理解をいただきたいと思います。

それから第二の、節約ができるやうな水増し予算を組んだのかというやうな意味、そうばかりお

思ひではないと思ひますが、これは少し酷な御発言でございます。これだけのものをしほり出すのはたいへんな反対でございします。これはえらい反対でございしましたが、人事院勧告を実施するかしなければいけないことになつたのです。ですから何とかして、ひとつ節約をしてもらいたい。こういうことで、やむにやまれず節約したものでございまして、これは余つたもので節約したというのではございしません。この間も予算委員会でも、国鉄の二百億にも及ぶ仲裁裁定の原資を移流用でできるじゃないか、これだけの水増し予算をわれわれに説明したのか、こういう御発言がございしましたが、そうじゃない。これはもう普通だつたら三月三十一日までに払わなければならぬ退職金なんです。しよがなくなつて四月一日に払おう、そういうことをしてでも、とにかく金を移流用して仲裁裁定を守ろう、こういうことでありまして、これは地方財政、一般会計、特別会計を通じて移流用をした、いわゆる予算の組みかえを行なつて節約をしたというものは、これは水増し予算——あらかじめ水増ししておつて、これを削減したものでない、これはもう全く違つたものでございします。前段のものと分けてひとつお考えいただければ幸ひであります。

○只松委員 まあ、ことは重宝ですから、水増しではないと言へばなんですが、しほり出せると言へばしほり出せるわけなんですから、ひとつそういうものはできるだけ冗費がなくなるやうに新年度予算においてはそういうものをなくして、ひとつほんとうの国民のための予算を組んでもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。

それから、後段申しました刑事事件になつておるのとは別でございしますけれども、そうでなくて、六百十六件も不正事件があるというその点から、いわば常にこれが新聞や何かに解説される場合、これは氷山の一角であるというところは、これはこ

る。検査院としても全部が全部これを調査してお
るわけではないわけですから……。この場合によ
く日本では親方日の丸ということばがございま
す。親方日の丸というのは、これは別な意味では
無責任だ、こういう意味にも通じておるので、と
にかく政府のことだから、あるいは県のことだか
ら、少々のことをやっても別に責任を問われるこ
とはない。ある面では少々のことがあっても、と
にかくその金をむだづかいといいますが、うんと
使い切るやつは、むしろ度胸がよくて、多少能の
ある官吏だ、こういうふうにもとられているわけ
です。したがって、この不正というもののの中
にはそういう意味も含まれておりましようし、あ
るいはこの六百十六件の中、それではここに何
件か刑事事件になり、あるいはその中の不正に
なつた責任者が、あるいは担当官が、どう処分さ
れたかというふうなこともほんとうはお聞きした
いわけでありますが、時間がなければききようは聞
きませんけれども、やっぱりこの責任の所在が明
らかになっていない、別に責任をとられていな
い、こういうことがほとんどだろつと思ひます。
したがつて、時間があればまたいづれ聞きますけ
れども、ぜひこういうものの責任を、やはり国民
の血税でございいますから、使つたものは使つた
やつが度胸がいいんだ、こういうことではない
し、あるいは親方日の丸ということではないに
、やはり不正が摘発されたならば責任を明らかにし
ていく。これは民間会社では当然に行なわれてい
るわけですから。官庁でしたらそういうことはほと
んどないわけですから、これは何といつても会計検
査院よりも、そういうことがあつたところは少な
くとも大蔵大臣が、明年度予算にはそれだけ減ず
る、あるいは罰則としてそこには出さない、この
くらいやれば、これはもつと予算の組み方もよく
なるでしやうし、責任も持つてくる、こういう
ことになつて思ひます。ただ刑事罰を加えるだけ
がそういうことをなくす道ではないと思ひますの
で、大蔵省の予算編成方針、それらとも関連をし
てこういうものの責任を明らかにしていく、こう

いうことをひとつお考えをいただきたいと思ひま
す。

○田中国務大臣 批難事項がございました案件に
つきましては、各省に決算委員会の議決せられま
したものをそのまま流しまして、末端まで徹底を
するようにしております。同時に、かかる批難事
項のあつた科目に対しては、予算上措置しますよ
うということも言つております。言つております
が、どのような形で削つたか、こう言われるとな
かなかむずかしい問題でございしますが、いづれに
しましても注意を喚起しながら、かかるものが、
しつかりやります、ないやうにいたしますと、た
だおなじりの答弁をしておるだけで、また同じこ
とを繰り返すといふことのないやうに、各省庁と
も末端まで徹底いたしますやうに措置はとつてご
ざいます。

○只松委員 次に、証券問題について若干お聞き
をしたいと思います。

申すまでもなく証券市場というものは資本主義
経済の中で金融機関とともに最重要の位置を占め
ておるわけでございます。ひとつ、ここであらた
めて、株式市場とは大体どういうものであるか、
その中における共同証券とは一体どういうもの
であるか、御高説を拝聴したいと思ひます。

○田中国務大臣 株式市場とはいかなるものか、
こういうことになつてなかつたか時間の制約も
ございしますが、一般的に申し上げて、最も端的な
表現になるかも知れませんが、産業資金調達
の場であり、産業を動かしていくためには当然
資金が必要でございします。この資金は二つの方法
によつて調達をせられております。その一つは間
接的な資本市場から、その二つは直接的な資本市
場からといふこととございします。その他第三の道
もあり、社内預金とか、重役がそのまゝ金を出
すといふやうなこともございしますが、いづれに
しましてもオープンな議論としては、この直接、
間接の両資本によつてまかなわれておるといふこ
とでございします。間接資本は金融機関から融資に
よつて金を借りる、金融でございします。もう一つ

は、公社債市場、いわゆる社債によつて社債市場
から長期安定的な資本を得て、これをもつて設備
投資等に充てる。もう一つは、株式を発行しまし
て株式市場から産業資金を得るといふことでござ
います。この証券なるもの、また社債なるものが
流通を必要といたしますので、この流通市場、こ
ういふものが生成発展を遂げまいりましたものが
証券市場であり、公社債市場である、こういうふ
うに考えられておるわけですが、これは公的な、
また不特定多数な人を相手にしてのものでござ
いますので、証券取引法という準拠法を設けまし
て、これに対して適当な規制を行なつておるとい
ふことでございします。

それから共同証券は、法律的に見ますと証券取
引法に基づく証券会社でございします。ですから、
四社とか投信十社とかいろいろいわれますが、ま
た地方の証券業者と同じやうに証券取引法に基づ
く法人でございします。ただ、一般の証券会社と違
うのは、この設立せられた時期が証券市場の不振
の時期でございまして、なぜ設立せられたかとい
うと、これは個人の意思によつたものではなく、
金融困、いわゆる銀行、信託とか、また経済界と
かそういう人たちが集まりまして、不振をかこち
つつある証券市場の長期安定をはかるために共同
証券会社をつくつて、そしてこの証券会社が適当
に株式市場にある余剰株を買い上げることによつ
て市場の信用を回復しやう、長期的に見て安定市
場の拡大に寄与したい、こういう公的な目標を
もつて設立をせられたものである。また、株主
も、これは社長が独断でもつて金もつけやろう
といふのでなく、こういった日本の機関投資家と
もいふべきほとんどの人たちが株主であり、半公
的な機関として大いに検討し、大いに施策を行な
う、こういうことが行なわれております。そうい
う意味で、日本銀行もただ単なる証券取引法に基
づく私法人のたぐいではない、こういうことでこ
の共同証券の行なつておる業務に対しましても非
常に關心を持つておると同時に、これが融資等に

つきましても特別な配慮を行なつておる、こうい
う会社でございします。

○只松委員 明快な御答弁を拝聴したわけござ
います。この資本主義といふのは自由、放任、
まあ放任といふことばがだんだん弱くなつてき
て、自由のほうが強くなつてきておるわけでもあ
りますが、とにかく自由であることが資本主義経
済の原則です。これを否定した場合にはこれはも
う資本主義経済ではなくて、ほかの経済へ移行す
る。だからたとえば、この共同証券の問題だけと
ると、これはすでに自民党も資本主義経済をやめ
られて、これは修正資本主義経済でもおやりに
なつておるのではないか、こういうふうにおも
うわけ。そこまできつておると、自民党もこれは
困つちまうだろつし、大蔵大臣も立場がなくなる
だろつと思ひますけれども、この自由をモットー
とする、生命とするこの資本主義経済、そのメッ
カである証券市場に、こうやつて人為的に、しかも
民間的な人為的にやなくて政府の力をもつて
日銀というのは、一番最初私的質問に答へられま
したやうに、とにかく政府と一体になつて、大蔵
当局と一体になつて金融政策を遂行しておる。こ
の日銀が直接に融資してくるといふことは、すで
にこれは資本主義経済を放てきされた、こういう
ふうにおもつてもよろしうございしますか。

○田中国務大臣 政府も自由民主主義も自由主義経
済を基盤としておるが、放任のほうは、
それはないのでございします。実は二十世紀におけ
る感覚で自由経済思想を基調としておるが、適
当な計画性を持ったものである。また社会
党の皆さんも、社会主義経済ではあるけれども、
その中に個人の尊重や自由主義的な自由主義思想
に基づくものの存在も許されると同じことに新し
い立場でございしますから、これはひとつお考え
いただきたいと思ひます。ただ、証券市場という
のは特に自由を必要とするといふことはお説のと
おりでございします。人為的なものがあつてはなら
ない、これは確かにそのとおりでございしますが、
ただ現実的に見まして証券市場があまり活発でな

反になる、こういうふうに解釈するほうが私はむしろ妥当だろうと思う。木村さんの場合はそこまでの突っ込み方という失礼でございませうけれども、そういう角度から質問がなされてないの、大臣はうまく切り抜けた答弁になっておりまして、大臣はもう一度質問がなされてないの、すけれども、やはりここでは私のような解釈のほうがすなおな——私も多少法律を学んでおりまして、そうひねくれた解釈をしておるわけではないのであります、そういたしますと、証券取引法違反になる、これはまあ政治的にいろいろやっておるわけですから、違反になるからどうこう責任をとれということまで言いませんけれども、法律上の解釈としてはそういうふうに解釈するのが正しいのではないかと思います、どうでしょう。

○田中(武)委員 どうもその解釈は、この百二十五条の条文を読んでいると、共同証券の行為はちやうどひっかかるなというふうな前提でお考えになるとそういうことになるかもしれないが、私は証券法そのものの精神、性格を見てまいりますと、百二十五条に関連をする条文もございまして、その解釈をすべきではない、判例を求めても、私の解釈が正しくて、いまの共同証券が百二十五条違反であるというふうにはどうしても考えられません。それは実際に個人に何千億という金を出して、いわゆる証券市場を混乱せしめて、みずからだけ巨利を得るといふようなことは、それはあり得ないこととございませう。ですから、実際の証券市場の実態から見まして言ひ得ること、あり得ることは、特定な銘柄に対して、この発行を容易にするためにそういう条文もございませう。容易にするために、真実はそれほどのものでないにもかかわらず自分で売って自分で買ひあおる、こういうようなことをしているという問題が起きます。実際に上場されて一週間もしないうちに実はこうであつたといつて暴露される。そういう事実を知りながら、その事情を知りながら、そういうものを糊塗しながら、隠蔽しながら、発行を容易にするために買ひあおつておる、売りあおつておる、こういう行為を禁止しておるのであります、この種の条文はほかの法律にもたくさんございませう。そういうことから考えて、先ほど申し上げましたように、これは憲法で言う自由な権利を相当制約しているのです。こういうことをやっちゃいかぬよ、幾ら好きでもやっちゃいかぬ、この憲法の自由な権利を制約しておるのであります、そういう場合でも、少なくとも公の立場でやっておる共同証券の行為そのものが百二十五条に抵触する、どうしてもそう解釈すべきではない、これは法律のすなおな解釈、常識的な解釈からしてもそう解釈すべきではない、私はそう思います。

○吉田委員長 関連質問を許します。田中武夫君。○田中(武)委員 いまの只松君の質問に対する大臣答弁で若干わかりにくい点があるので関連してもう一度伺ひたい。先ほど只松君の質問に対して共同証券の性格を大臣はおっしゃいましたのですが、もう一度共同証券の性格を……

○田中(武)委員 共同証券は、法律上の性格は、証券取引法に基づく一般の証券会社でございませう。が、しかし、この会社が設立をされ今日に至つておる特殊な事態を明らかにいたしますと、つくられたのは金もつけ、いわゆる商法の規定に基づいて金をもつてつくられたものではありませう。証券市場の不振の現況を見て、市場にある余剰株を一時塩づけにしたい、たな上げにしたいという目的をもって設立をせられたものであります。そのうしてその行為は、この中の内規、運営基準のようなのをもつてつくりおりますが、これによって明示をさせていただきます。

○田中(武)委員 証券取引法によるところの証券業者なんだ、こういう答弁なんです。そうすると、取引法第二十八條の業者ですね。○田中(武)委員 条文はどうかかわりませんが、証券取引法に基づいて大蔵大臣に届け出て承認を

得た業者でございませう。

○田中(武)委員 商法に基づく株式会社ですね。○田中(武)委員 そのとおりです。

○田中(武)委員 あなたは先ほど準公益というふうな印象の答弁をせられた。利益追求ではない、こう言われた。この種の会社は特殊法人ではありませぬ。民法による公益法人ではありませぬ。商法による株式会社ですね。そうですね。

○田中(武)委員 御説のとおりでございませう。○田中(武)委員 大臣がおっしゃるような公益性のあるものならば、株式会社でなくて、他の方法による法人じゃないですか。株式会社とは利益追求、利潤追求の府ですよ。定款には何と定めてあります、証券取引法の定款を見てください。

○田中(武)委員 定款は何と定めてあります。○田中(武)委員 どうも田中さん、どこへ話を持っていくとしておるのかわかりませんが、私がお答えいたしましたのは、証券取引法に基づく一般の法人でございませう。四社や十社と同じものでございませう。が、しかし、現実的には、これは利益追求を目的としてつくられたものではなく、ちやうどその時期には証券市場が悪かつたので、何とかこの余剰株を買い入れるという目的をもつてつくられたものであることは天下周知であります。同時にいま余剰株の買い上げを行ない、塩づけを行なつておる行為も、これはいまに上がるだろうから、これをひとつ持っておつて一もうけをしようというふうな意図にいくるものでないことも世間周知でございませう。そういう意味で法人格としては一般の法人でございませう、彼らが企図としては半公共的な仕事をやっておりませう、こう答えたのですから非常に明確なんです。

○田中(武)委員 明確じゃないです。あなたは先ほど証券取引法第二十八條による証券業者だと言われた。それは法律によつて株式会社となつておる。したがつて共同証券も株式会社です。ならば定款があるはずですよ。定款の目的を読んできてください。

○松井政府委員 「第一章総則、第一条本会社は、日本共同証券株式会社と称する。目的、第二条本会社は、次の業務を営むことを目的とする。イ、株券の売買、ロ、前号の業務に附帯関連する一切の業務」となつておりまして、およそ証券業社がやつてゐる幅広い業務はやつておりませんが、まさに証券取引法に申します証券業者の仕事をやつておることになつております。

○田中(武)委員 その定款に公益のためというところがどこかに一字でも書いてあります。あるいは証券市場安定のためとか、そういったようなことが一字でも書いてあります。

○松井政府委員 定款の文言には見当たりませんが、設立の趣旨なり運営の基準を明確にしたものとしたしまして、設立の発起人一同が発表いたしました日本共同証券株式会社設立趣意書、業務運営基準というものをつくつております。その内容を少し御紹介申し上げますと趣旨がわかつてまいります。

○田中(武)委員 そういふものは法律的にどれだけ効果がありますか。法人登記にそんなことを書きますか。法人登記にはこの定款が載るだけですよ。公益法人だということに、どこに法律的な保証がありますか。

○松井政府委員 法律的には、証券業者といひましては、先ほど読み上げましたとおりの純粋な証券業者でございませう、その運営の実態を見るときには、やはり発起人がつくりました設立の趣旨なり運営の基準というものを考えまして、その実態を判断するのが適当であらうと思ひます。

○田中(武)委員 そんなことは法律的な意味をなさないので。どんな株式会社でも利益を追求するためにやりますとは言われない。薬屋さんなら国民の保健のために貢献するとか、あるいは電気会社なら文化のために貢献すると言ひましょう。やはりその法人の性格を知るためにはその定款ですよ。自然人に戸籍があるごとく、法人には法人登記がある。その法人登記に出るの定款ですよ。定款以外に法律的にその法人の性格を認定する方

法がありますか。どうです、大臣、定款に、あな
たのおっしゃるような準公益的なとか、利益を目
的としないとかいうようなことはうたてないの
です。また法律のたてまえから、そういうことを
やるものは大抵民法法人あるいはもつと大きな社
会的、国家的立場でやるならば、あなた方がよく
出してくる特別立法による特殊法人であります。
あくまでもこれは株式会社です。株式会社である
限り、趣意書がどうであれ運営基準がどうであ
れ、それは内部の問題である。それを判断するの
は定款以外に何がありますか。定款以外に性格を
判断するのは何で判断するか。

○田中(武)委員 趣意書だとかあるいは業務運営
基準というものは内部のものであります。趣意書は
もちろん株式を公募するために出したのだと思
います。しかしいままでも言っておる通りに、
私益を追求してはいけないということではないと
思う。そうでしょう。したがって性格は普通の株
式会社と何ら変わりはないでしょう。しかもあな
たはいま重大な発言をされました。各党間におけ
る話し合いは法律以上の場合もあるとおっしゃ
ましたね。これは大蔵大臣としてはちょっと慎ん
でもらいたいと思う。なるほど申し合わせとい
うのはその当事者間においては効力がある。だが法
律的に一般的な拘束力はありませんよ。ところが
共同証券は純公益的なものだと言っても私はそう
ではないと言っているのです。純公益的なもので
あるというなら法律的に説明してくれ、こう言っ
ておるわけです。

○田中(武)委員 趣意書だとかあるいは業務運営
基準というものは内部のものであります。趣意書は
もちろん株式を公募するために出したのだと思
います。しかしいままでも言っておる通りに、
私益を追求してはいけないということではないと
思う。そうでしょう。したがって性格は普通の株
式会社と何ら変わりはないでしょう。しかもあな
たはいま重大な発言をされました。各党間におけ
る話し合いは法律以上の場合もあるとおっしゃ
ましたね。これは大蔵大臣としてはちょっと慎ん
でもらいたいと思う。なるほど申し合わせとい
うのはその当事者間においては効力がある。だが法
律的に一般的な拘束力はありませんよ。ところが
共同証券は純公益的なものだと言っても私はそう
ではないと言っているのです。純公益的なもので
あるというなら法律的に説明してくれ、こう言っ
ておるわけです。

もって業務を運営しておるということであつ
て……。

○田中(武)委員 趣意書だとかあるいは業務運営
基準というものは内部のものであります。趣意書は
もちろん株式を公募するために出したのだと思
います。しかしいままでも言っておる通りに、
私益を追求してはいけないということではないと
思う。そうでしょう。したがって性格は普通の株
式会社と何ら変わりはないでしょう。しかもあな
たはいま重大な発言をされました。各党間におけ
る話し合いは法律以上の場合もあるとおっしゃ
ましたね。これは大蔵大臣としてはちょっと慎ん
でもらいたいと思う。なるほど申し合わせとい
うのはその当事者間においては効力がある。だが法
律的に一般的な拘束力はありませんよ。ところが
共同証券は純公益的なものだと言っても私はそう
ではないと言っているのです。純公益的なもので
あるというなら法律的に説明してくれ、こう言っ
ておるわけです。

もって業務を運営しておるということであつ
て……。

よって設立をしました。この業務運営基準によつ
て運営をいたしました。いやしくも金もうけはい
たしません。こう明らかに言っておるのでござい
ますから、定款の上ではそれは利益追求の行為を
封じておられませんけれども、そういう利益追求
の事業はやらないであらうというところは明
確に申し上げられます。

○田中(武)委員 法律的には普通の株式会社であ
る。これは明確になりました。ただ現在やってい
ることが反公益的である。あるいはその動機が反
公益的であったからという。ならば普通の株式会
社が公益のために事業をするときは日本銀行は融
資しますか。たとえば何々電気株式会社、融資し
ますか。

○田中(武)委員 趣意書だとかあるいは業務運営
基準というものは内部のものであります。趣意書は
もちろん株式を公募するために出したのだと思
います。しかしいままでも言っておる通りに、
私益を追求してはいけないということではないと
思う。そうでしょう。したがって性格は普通の株
式会社と何ら変わりはないでしょう。しかもあな
たはいま重大な発言をされました。各党間におけ
る話し合いは法律以上の場合もあるとおっしゃ
ましたね。これは大蔵大臣としてはちょっと慎ん
でもらいたいと思う。なるほど申し合わせとい
うのはその当事者間においては効力がある。だが法
律的に一般的な拘束力はありませんよ。ところが
共同証券は純公益的なものだと言っても私はそう
ではないと言っているのです。純公益的なもので
あるというなら法律的に説明してくれ、こう言っ
ておるわけです。

す。証券会社にいままでやっておらないのに一般
の証券会社である共同証券にだけやるということ
はこれは少し行き過ぎではないか、こういうこと
でこれは行き過ぎかどうかという議論でございま
して、佐々木日銀副総裁もお答えになりました
が、いま融資をするとは決定しておるのではあり
ません。しかし融資を必要とするようなときが起
こったならば融資するかも知れません。もし融
資をしたとしても法律的に融資してはならないと
いう規定はございせん。こういう答弁でした。
それから私はもう一つの質問に対してお答えをし
ましたのは、結局共同証券という一般法人じゃ困
るからこれを特殊の会社にする、こういう御意見
ですが、こういうことになりましたと、それがより
好ましい、こういう考え方で言いますと、それは
理解できます。こういうことで、じゃあいまや
るのかという、いま共同証券会社が特殊法人に
してもらってもけっこうですとは言っておるま
せん。おりませんので、いますぐやれるかやれない
かは別にしまして、やはり日銀が融資をするよう
な状態、それは好ましいことではあります。日
銀が融資しないで済むような証券市場にしたいの
です。ですが、ある過程において、ある時期に
やらなければならないような状態が起った場合
に、共同証券会社をどうするかという問題は検討
に値する問題でございせん。こういうことであり
ます。

○田中(武)委員 日銀法に禁止規定がないから法
違反ではない。そうならば必要ならばもつと公益
のためといいますが、あるいは国民福祉のために必
要な事業、民間会社のやっているものに対して日
銀は融資の道を開きますね。

○田中(武)委員 日銀法に禁止規定がないから法
違反ではない。そうならば必要ならばもつと公益
のためといいますが、あるいは国民福祉のために必
要な事業、民間会社のやっているものに対して日
銀は融資の道を開きますね。

○田中(武)委員 だから日銀が判断をするものを、いま申しましたような性格の共同証券に対して日銀が融資をするのをやむを得ないというか法違反ではないという上に立つ場合、一般民間会社に事公益のために必要な資金は出しますね。出すことを大蔵大臣として好ましいと思えますか、いかがですか。判断は日銀がやるとして大臣はどう考えられますか。

○田中(武)委員 どのようなケースがありませんからよく申し上げられませんが、一般会社であつてもその過程において営利会社であつた、こういうものであればこれは日銀はやらぬでありましょう。また法律に禁止規定がなくとも、これはやらぬでありましょう。しかし法律に基づく特殊法人ではなくとも、現実的に現在ある時点において共同証券のようなものに対して日銀が融資の道を開くということに対しては異論はありません。

○田中(武)委員 現在共同証券ならば、こういうことです。先ほどの議論で法律的には何ら一般民間会社と変わらないということがはっきりしたんです。それじゃ一般の株式会社、だれが見ても公益のためだと思われるような事業であるならば、金を出してもいいと肯定せられるんですね。日銀の貸し出しを肯定せられるんです。

○田中(武)委員 日本銀行は通貨金融の調節を目的として設立せられておることは、日本銀行法の示すところでございます。でございますから、公益性があれば何にでも融資をするというのではなく、証券市場が大きな金融市場の一環である、こういううたてまえにおいて日銀が判断をせられて日銀が融資に踏み切られるということであれば異論はない、こういうことであります。

○田中(武)委員 広い意味における金融市場ならばいい、こういうことですね。

○田中(武)委員 それはあらかじめ議論として申し上げられる問題ではなく、共同証券のように明らかな事例が出てきたときに、日銀が判断でき得るものに対して申し上げるのはいいですが、原則

論をいまこでもって展開するということは、例が出てこなければ申し上げられないということでございます。

○田中(武)委員 中央銀行の日本銀行の直接融資というふうなことをそういった大原則なくして、そういう事例が出てきたときに検討しますということではないですか。それでいいですかね。

それからもう一つ——もう時間もないし、あと質問があるらしいから、私がありやると気の毒ですが、共同証券的なものがない悪いは別として、これがほんとうに言われるような公益のためにやるなら、民間会社はだめです。商法のところのころのものなら、税金の問題なりいろいろ出てくると思うのです。これは当然特殊法人にすべきです。そうでなくちゃいかぬと思うのです。それからもう一つ只松君の質問の中で疑問として残つておるのは、証券取引法百二十五条の解釈なんです。その三項は、現在やっているような証券取引所の行為も第三項の違反である、こう私は申し上げます。何とならば、あなたの言っているように一定の銘柄について云々ということ、この条文をうと見てごらんない、一項、二項については当該証券といふことばを使つてある。三項には当該証券といふことばが使ってない。というところは、あなたの言うように個々の銘柄を意味しているのではないという解釈です。いいですか、ほかのところは全部当該証券といふことばが使つてある。三項には当該証券といふことばが使ってないのです。

○松井政府委員 法律の解釈の問題ですから、私からちょっと補足説明をさせていただきます。第三項は、「何人も、単独で又は他人と共同して、政令で定めるところに違反して、有価証券の相場を釣付け、固定し、又は安定する目的を以て、有価証券市場における一連の売買取引又はその委託若しくは受託をしてはならない」とあります。これを受けて、実は安定操作に関する規則には、「有価証券の募集又は売出を容易ならしめるため、有価証券の相場を釣付け、固定し、又は安

定する目的を以て有価証券市場における一連の売買取引又はその委託若しくは受託をしようとする者は、左に掲げる事項を記載した安定操作通知書三通を大蔵大臣に提出し、かつ、安定操作を行なう市場にその旨を申し出てやりなさい、こう書いてあるわけでありまして、これはこの百二十五条全般が、仮装売買とか相場操縦、安定操作を一般的に何人もという形で規定した形でございまして、この三項は、この政令でおわかりになります。とおり、一般的に安定操作といふものは、すでにこの二項の精神から申しまして違反する場合がございまして、特に第三項は、政令で定める条件に従つてやつた場合には安定操作がいいということをおしるわけでございます。この立法の趣旨は、非常に淵源にさかのぼりますと、実はアメリカの一九三四年法をそのまま採用した法律でございまして、一定の有価証券を大量に一律に売り出す、募集するといふ場合には、先ほどから自由な市場価格が一番いいのだというお説がございまして、証券市場といふのはそれを精神にしておるのですが、一度に大きな有価証券の募集だとか売り出しが行なわれましますときには、大きな売りがありましますから、正常な価格よりも一時不当に下がるおそれがある。そういう場合には、一般大衆に安定操作をやつておきますぞということをお知らせするならば、買いささることを通知してやるならば、買いささることを通知してやるならば、有価証券の発行会社の資本調達を容易にしよう、非常に厳格な例外を置きまして、例外的に承認しようとした条文であるとわれわれは現在この三項を讀んでおります。したがって、これは有価証券の売り出しとか募集とかに関連した場合に、売り出そうといふ有価証券について安定操作をやろう、非常に厳格な条件、しかも大衆に知らしてやるならよろしい、一般的に安定操作といふものは、これは大衆をごまかすものであるからというので、一項、二項の趣旨はもうおっしゃつたとおりの全面的に禁止しておるわけでございますが、証券市場の特殊事情によりまして、この道を特に三項で開いておる、こうわれわれはいま説ん

でおりますので、共同証券の行為とおよその三項は関係のない事項であるというように読むのが正当であらうと思ひます。

○田中(武)委員 その百二十五条三項に基づく政令を資料として出してください。それであらためて議論をいたします。

そこで、百二十五条各項に、「当該有価証券」と書いてあるところ、ただ単に「有価証券」と書いてあるところがあるが、なぜ「当該」とうたつたか。

それから、あなたがいま讀んだ第三項に基づく政令の中の「者」、これは共同証券をも含むわけですね。「者」というのは例外はありません。そうですね。その「者」は一体何を意味しておるのですか。

○松井政府委員 「者」は、一般の法律を讀む原則に従つてわれわれ讀んでおまして、法人、個人とも含むといふふうに解釈をいたしております。それから、相場操縦とか、こういうものは特定の銘柄について行なわれる場合が多いわけでありまして、特に二項なんかは、ある種の銘柄について相場操縦をやろうといふ目的を持ってやるわけでありまして、銘柄が特定する。一項の場合のように仮装売買といふものについては、そういう仮装売買についても、やはり特定するものについては当該有価証券、いじょうとする株のその目的が最初からあるものについては、当該有価証券といふようなことばが使ってございまして。

○田中(武)委員 関連質問でもあるししますから、きょうはこれでおきますが、大臣、何か十八日に証券問題あらためてやるそうですが、百二十五条を中心として、それからいまの共同証券の性格の問題、そういうことについて、純法律論を展開しますから、あなたもひとつ勉強しておいてください。

○只松委員 いまの問題に總括的に……。いまのいろいろな議論の中からも、いわゆる解釈によつてはいろいろな解釈ができるし、特に共同証券の定義そのものにきわめて不備があるということも明

らかにったわけですが、さらにまた具体的な問題として、要するに純白紙的なものはこの世の中になかなか存在しないわけで、共同証券はもうかることも損するところもあるわけですが、こういうような場合にどうするかという具体的な問題がいろいろ出てくるわけですが、当然この証券法を改正するか、あるいはこの共同証券の定款を改正するか、いろいろな問題が出てくると思ひますが、そういう不備な点を今後補つていく意思があるかどうか、大臣から最後にこの問題についての御答弁をいただきたいと思ひます。

○田中事務大臣 日銀が共同証券に対して直接融資をやった場合、現行の商法に基づく、また証券取引法に基づく法人格そのままではいけないという御指摘でございますが、本件に対してはそういうことがあり得ると思ひますので、会社の当局の意向も聞いたり、私たちが勉強をいたします。

○只松委員 たいへん欲ばったようですが、次に税の問題を若干お聞きしておきたいと思ひます。毎年毎年減税、こういうことを政府のほうではおっしゃるわけですが、しかし税の率は毎年上がつて、本年は二・二％になりました。これを明年度も本年と同じように二・二％の税負担率にしようとするならば、私は税調でも論議がありましたが、少なくとも自然増収の四分の一を減税にしていって、二五％をしないかなければならない、それ以上をしなければならぬ、こういうことが明らかにできております。しかし本年はとも、税調でもそのまでの答申案は出しておりませんし、大臣の答弁なんかも聞きますと、とてもとてもそこまで財源が苦しくてということでは、なかなかそういうことではない。したがってこれはいわゆる減税ではなくて、私たちはいつも税の調整ということを言っておるわけなんです、今後まあひとつ減税ということばをやめて、税の調整ということばをお使いをいただきたいと思ひます。そして実際は、これは国民に対しては二五％ずつ自然増収の減税をしないことには増税になるんだ、こういうことだと思ひます。

が、そのようにわれわれは考えてよろしゅうございますか。

○田中事務大臣 減税は調整である、減税ということばを使わないで調整ということばを使つてくれというところでございしますが、減税は減税でございします。これは世界的通用語でございしますから、これはひとつ名目的に、減税をする場合に名目でこたえていきたいということはそれとおりでございます。気持ちも吐露しておられることは理解でございます。

昨年の税負担率が二・二％であるということでもって私はたいへん当委員会でもおしかりを受けました、実際はもう少し低かったようであります。私もそういう事実を知つておればもう少し案にお答えができたと思ひますが、当時国民所得は上がつていくという数字だけが不確定でございまして、当時の想定では二・二％になると思ひておりました、その後国民所得が相当上がった数字が出ましたので、実際は二・二％は一・七％であつた、こういうことの方でございします。これは主税局長から私にそういう報告がございましたので、そういうことでございします。とにかく税調は二〇％程度が好ましいという答申でございします。私は、その二〇％程度を二・三％とお読みかえいただきたい、こういうことでいぶかしかりを受けましたが、まあ税調が考えておられるような減税をしたいという考え方はよく理解できます。しかし税調が考えておりますように、二五％ずつを確実に減税ができるかどうか、これは少なくとも税の問題だけではなく、一般会計の歳入をもつて国民の要請にこたえなければならぬという面もございします、またその他のいろいろな財政上の施策を任務といたしておる私といたしましては、税調の考え方を十分慎重に考慮をしてまいりたいということは事実でございします。が、税調が言われるとおり二五％ずつどうしてもやるんだ、やらなければいかぬのだ、やります、こういうことは申し上げられない段階であるというところは御理解いただきたいと思ひます。

○只松委員 それからまあこれも所得税か企業減税かはたびたび論議されておるわけでございますが、時間がございませんで詳細には申し上げませんが、この所得税のきざみ方、その他そういう具体的な内容についてもひとつ御考慮をいただきたい。たとえば国民所得が七％上がった場合に所得税そのものは三五％上がったまゝでございします。国民全体の経済成長が一〇％ふえるときに所得税全体のふえ方は二五％になる、こういうふうな、これは近ごろずっと産経や毎日やなんか全部の新聞が税の特集をいたしました。こういうものを全部ごらんになりました。ほんとうは時間があれば、せつかく木村長官もおいでをいただいておりますので、私が前国会でいろいろ長官にお尋ねをいたしましたそういうパーセンテージと、こういうパーセンテージとだいたい数字の違いもございしますから、そういうことを順次ただしていきたい、こういうふうな思つておつたわけでございます。が、きょうは時間もございせん。ぜひそういう企業減税、それから所得税減税、こういう問題だけではなくて所得税の中の税の、非常に低額所得者と高額所得者と中間層と、わずかがれば、たとえば二万九千九百九十九円までは幾ら見当、三万円になればほんと七％上がつて、実際の収入よりも税金のために実収が下がる、こういう状態のところもいろいろございします。そういう問題についてはいずれまた他日論議したいと思ひますが、そういうことを含んで、ここでは所得税についてひとつと慎重に減税の方法をお考えいただきたいと思ひます。

それから木村長官に一点ございましておききますが、わが国では大法人が三八％、小法人が三三％の課税率になっております。この前私が聞いたときも実調率は大法人が三三％余、中小法人は三〇％、こういうふうな答えられました。しかしほかの調査によれば、国税だけで実際の納税は大法人で二五・一八％、小法人で二七・〇八％、事業税や住民税を含めまして、地方税を含んで大法人で三七・三％、中小法人で三九・六％、実際

上はとにかく百億円の会社よりも百万円の会社のほうが納税率そのものは高い、こういうことをあらわしておるものもあるわけですが、いずれが真偽であるか、ひとついづれまた日をあらためてしたいと思ひますが、こういうことがあり得るかどうかということをお聞きしておきたいと思ひます。それからいま一つは諸外国の例、たとえばアメリカでは大法人は五四・三％だけれども小法人は三三・六％というように、非常に大法人と中小法人とは課税率が違つております。日本ではこれがほとんど近似して、逆に実調率の場合には中小企業のほうが高い、こういう状態も出てきておりますが、そういうことはあやまった数字だ、そんなことはないのだというふうにお考えでございしますか、ひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○木村政府委員 昭和三十八年度の実績で申しますと、大体資本金五千万円以上の会社、五千万円以下の会社とに分けて申し上げますと、実地の調査割合は五千万円以下の会社が三八・六％になつております。それに対しては五六・七％というふうになつております。また一軒当たりの調査日数は五千万円以下の会社については三・九日、以上の会社につきましては九・五日というふうになつております。その結果更正決定の割合は五千万円以下の法人につきましては三三・五、以上の法人につきましては八二・一％ということになつております。それからまた、中小法人と大法人との間で大法人よりも中小法人の税額が重いことがあるかというお尋ねでございますが、これは場合によつてはそういうことはございします。収益の状況等によりまして必ずしも資本金の大小によつて課税額がきまらないので、そういうことはよくあることでございます。

○只松委員 それから中小企業の問題でついでにお尋ねしておきますが、中小企業者の関係団体から、こんなに金繰りが苦しいから、ひとつ手形で納税を認めてくれないか、こういうふうな要望が

ありますが、そういうことを考慮する余地がある、こういうふうにお考えでございませうか。若干の滞納は考慮しておられるようでありませうが、むしろそれをもっと明確な形で、手形というふうな形で扱っていくというこのほうが国税当局としてもあるいはもっと安全ではないか、こういうふうにも思われる節もある、これは一考に値する問題であると思ひます。

○木村政府委員 法律の規定では、税務署長が事実と認めたる証券を受け取ることはできるようになっておりますが、一般的に手形でもって納税をしていただくというところは、現在のところ考えておりません。

○只松委員 それからたいへん残念なことに今度の補正予算の税収の内容を、委員会が一へんも予算が通過する前に開くことができませんで、その内容を明らかにすることができませんでした。しかしいろいろなこの税調その他ののれを見ましても、所得税の伸びというものが一番多いわけなんです。来年度四千五百億あるいは四千八百億自然増収するならば、想定されておられるわば私たちが労働者や農民、中小企業者の所得税、あるいは中小法人あるいは大法人、こういうもののいわゆる来年度の税収の内容というものが現在明らかにいたしましたならばひとつお知らせいただきたいと思ひます。明らかでないならば後日資料として提出をしていただきたい。

○吉田説明員 ただいまお尋ねございました来年度の所得税の自然増収のごときでございますが、先ほどからお話のありました四千五百億という数字を大臣が申し上げましたように、一応来年度の経済成長を名目一〇％に押えまして、従来の弾性値一・五を適用して計算すると四千五百億になります。また実際の数字もそれに近いであろうという推定をしておりますが、また来年度の経済見通しが確定しております。また来年度の給与の伸び率等がまだ明らかに見通しとしてきまつておりませんので、現在のところ確定した数字を申し上げる段階ではないわけでありませう。

○只松委員 確定した数字はないことは当然でございますけれども、試算する場合にそれを想定してするわけですから、どの税がどれくらいでということと決定するわけですから、その想定のもので私たちがしてはいろいろな論議をするたてまえ上必要なわけで、われわれとしてそんなに詳細なもの、データが出るわけはないわけですから、試算でもひとつできた資料として出していただきたい、こういうふうな思ひでございます。それでございます。

○吉田説明員 御承知のとおり先ほど大臣申しましたように、ここ二、三日うちに数字が確定するわけですから、近く数字を申し上げる段階に立ち至ると思ひます。その際にはひとつよろしく。

○只松委員 最後に大臣にいままでいろいろ税調あるいは来年度の予算その他についてすべて論議があったときに、企業減税も所得減税も、こういうことをたびたび繰り返されております。この企業減税、特に証券の分離課税その他に力を入れられるということについて、たいへんこれは言いにくいことばでございませうけれども、佐藤内閣の問題や何かについていろいろ疑惑も私たちが聞いて、なぜあんなに証券やなんか力を入れなければならぬか、あるいはそういう減税をしなければならぬかという巷間の流布さへ聞くわけですから、たいへん私たちが残念なことでございます。したがってこの際、大臣のほうから明確に企業減税も所得減税もではなくて、これだけ一般の世論もあるいは税調も所得税を中心に減税をしる、こういうことを言っておられるわけでございますから、ひとつ名大蔵大臣としてこの際所得税を中心に減税をしていく、こういう明確な御答弁をいただきたいと思ひますが、いかがでございますか、伺いたいと思ひます。

○田中中国務大臣 私は前からるる申し述べておりますように、所得税減税は過去においてもやってまいりましたし、また将来もやってまいりたいという姿勢は全く変わっておりません。同時に、国

際競争力をつけたり、また企業減税も必要であるという考え方に對しても変わっておりません。それからいま証券税制に對して何か巷間うわさがあるようなお話でございますが、あつたらひとつお述べをいただいてもけっこうです。私はそういうことを聞いておりません。毎日毎日、新聞を見て倒産会社があるときには、あとは大蔵大臣が税調の答申をどうさばいてどう一体やるのかという点にかかつておるといふことは、新聞にも報道されておるとは承知しておりますが、こんな何か奥歯にもののはさまつたようなことは聞いたことはございませんから、もしあつたら明らかにしていただきたいと思ひます。そういう関係は私にはございません。

○只松委員 いや、大蔵大臣といつてゐるのはなくて、巷間いろいろなことを、俗説といひますか、それはいわば政治仲間、大臣もお聞きのように新聞記者の間やなんかいろいろ話が出るわけでありませう。そういう意味の俗説として言っておるわけですから、正規のどうこういふことではない、言っているわけじゃないのです。私もそういうことを言つたわけでございます。田中さんがどうと、こういうことではございません、誤解のないようにしていただきたい。そういうことを含んで、いまも繰り返して企業減税と所得減税といふことを言われたわけでございますが、ぜひ所得減税を中心に、これだけの強い国民の要望ですから、所得減税だけやって企業減税をやるな、こういうことは社会党といへども一つも言っていないわけではございません。ただウェットをいづれに置いていくかというところで、どちらともいふような話になると国民としてはあるいは二千万をこす所得税を納めている勤労者としては、また給料は若干上がったけれども、これまた税金が上がるのかというところに暮れを控えてなるわけですから、できればここで所得減税を中心という大蔵省事務当局案さえもそうでございますから、できればそういうおそれる本年の国会で、あとでお聞きになる方もあると思ひますが大蔵委員会としてこういう

形のものあるいは最後かと思ひますので、ひとつそういう御答弁をいただきたい、こういうふうと思ひます。

○田中中国務大臣 税制調査会がいよいよあした答申をいただくようでございますが、初めは四千五百億の二〇％九百億はどうしても減税をやりたい、こう言つております。しかしなかなか財源豊かなならざる状況から見るとこれはできないだろう、一般みなそういう風潮でございまして、今度答申されるのは所得税だけで八百九十億のようでございます。これはできるかできないか、これから詰めるわけでございますが、これをもしやつたとしたならば、これは所得税中心などということではなくて、全く所得税だけでございませう。私は、いつかこの席でも御質問がありました、所得税と企業減税とファイブ・ファイブ・ファイブといふ新聞記事に對してどうか、それは財源があれば所得減税も大いにやる、しかる後企業減税も大いにやりたいと思つておりましたが、今日この段階に來ましたら決していまでもできないといふことは事実でございます。そういうことになる、これは所得減税中心ということになります。要は八百九十億、これは少なくとも九百億にすべきでもって、九百億できればいい、それはできまいと思つたときに八百九十億、わずかに十億残すだけでもってこんなことであるならば、九百億と出していただいたほうがかえつてきれいさっぱりしたと思ひますが、これの答申がもし尊重できれば、これはよくやつたなという税制になるだろうと私も思つておりました、いま真剣に取り組みたい、こう考へております。

○吉田委員長 次会は、明十六日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時二十分散會

昭和三十九年十二月十九日印刷

昭和三十九年十二月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局